

第 3 期石垣市子ども・子育て支援事業計画

【令和 7 年度～令和 11 年度】

**令和 7 年 3 月
石垣市**

はじめに

近年、全国的に少子化のスピードが加速しており、政府は「少子化は、我が国が直面する、最大の危機である」とし、2030年までに少子化トレンドを反転させることができるかどうか重要な分岐点であると位置づけています。私たち石垣市でも出生数が減少してきており、この課題に真摯に向き合っていかなければなりません。子どもたちが生まれ育つ環境を整えることは、地域の未来を築くための基盤であり、私たちの責務です。そのためには、質の高い教育・保育、また子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保することが不可欠です。



令和5年4月に国において新たに創設された「こども家庭庁」は、国全体でこどもと子育て家庭を支援するための重要な機関です。石垣市としても、この新たな枠組みを活用し、国の施策と連携しながら、地域のニーズに応じた施策を展開してまいります。

本市ではこれまで、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から「石垣市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、第1期、第2期と教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の適切な質・量の確保等に取り組んでまいりました。このたび、第2期の取組を踏まえつつ、子育て中の全ての保護者を対象に実施したニーズ調査等により把握した実態や利用希望を基に「第3期石垣市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後も引き続き妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行ってまいります。

本計画では新たに「こども誰でも通園制度」を盛り込んでいます。この制度は、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。この制度を通して、全てのこどもの育ちを応援し、子育て家庭を支援する環境を整えてまいります。

子育ては一人ではできない大切な営みです。地域全体で支え合い、協力し合うことで、より豊かな子育て環境を実現していきましょう。

結びに本計画策定にあたりご審議いただいた石垣市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係団体の皆様にご場をお借りして深く感謝申し上げます。この計画が石垣市の未来を切り拓く一助となることを信じております。共に手を携え、明るい未来を築いていきましょう。

令和7年3月

石垣市長 中山 義隆

***** 目 次 *****

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	3
計画策定の背景と趣旨	3
計画の性格と位置づけ	4
計画の期間	5
計画の策定体制	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	6
第3章 計画の基本方針	9
計画の基本理念	9
計画の基本目標	10
計画の体系	11
教育・保育提供区域の設定	12
第2部 各論	15
第1章 教育・保育	16
教育・保育の見込み量と確保の方策	16
教育・保育の推進体制	20
第2章 地域子ども・子育て支援事業	22
地域子ども・子育て支援事業一覧表.....	22
地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策.....	23
第3章 その他の子ども・子育て支援に係る推進施策	37
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進.....	37
ひとり親家庭への支援と自立促進.....	38
児童館等の居場所づくり	39
第4章 計画の推進	41
計画の進行管理	41
計画の推進のための各主体の役割	41
資料編	43

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」において、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本市においても、法の規定に基づき、平成26年度に「石垣市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」（以下、「第1期事業計画」という。）、令和元年度に「第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」（以下、「第2期事業計画」という。）を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の方策を定めました。

我が国の子ども・子育て支援については、平成15年に制定された少子化対策基本法等に基づき総合的な施策が講じられてきたところですが、晩婚化や未婚化などを背景とした少子化の進行や、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴う保育ニーズの増大、保育所待機児童等の問題の深刻化など、さまざまな課題が発生したことから、これらの課題に対応すべく、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」や「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の『子ども・子育て関連3法』に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度である『子ども・子育て支援新制度』が、平成27年度から施行されました。平成29年6月に『子育て安心プラン』、平成30年9月には『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、待機児童解消や女性就業率80%（M字カーブの解消）に向けた幼児期の教育・保育や放課後児童健全育成事業等の量的拡充を図ることとしました。さらに、令和元年10月より、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てに係る経済的負担の軽減を図ることを目的に、教育・保育の無償化が開始されるなど、子ども・子育て支援に対する国の施策も充実が図られています。また、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を目的とした、「改正児童福祉法」が令和4年6月に成立し、訪問型支援や親子間の関係構築に向けた支援を含む3事業が新設され、地域子ども・子育て支援事業へ位置づけられています。さらには、令和3年12月に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に基づく「こども家庭庁設置法等」により、令和5年度から「こども家庭庁」を創設し、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野にいれ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという、「こどもまんなか社会の実現」を最重要コンセプトとして掲げています。

本市では、このような国の子ども・子育て支援の動向や本市の実情を十分に踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について適切な質・量の確保等に取り組むとともに、次世代育成支援対策として仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）やひとり親家庭への支援と自立促進、子どもの多様な居場所づくりの推進を図ることを目的として、「第3期石垣市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

第 1 部 総論

第 1 章 計画の策定にあたって

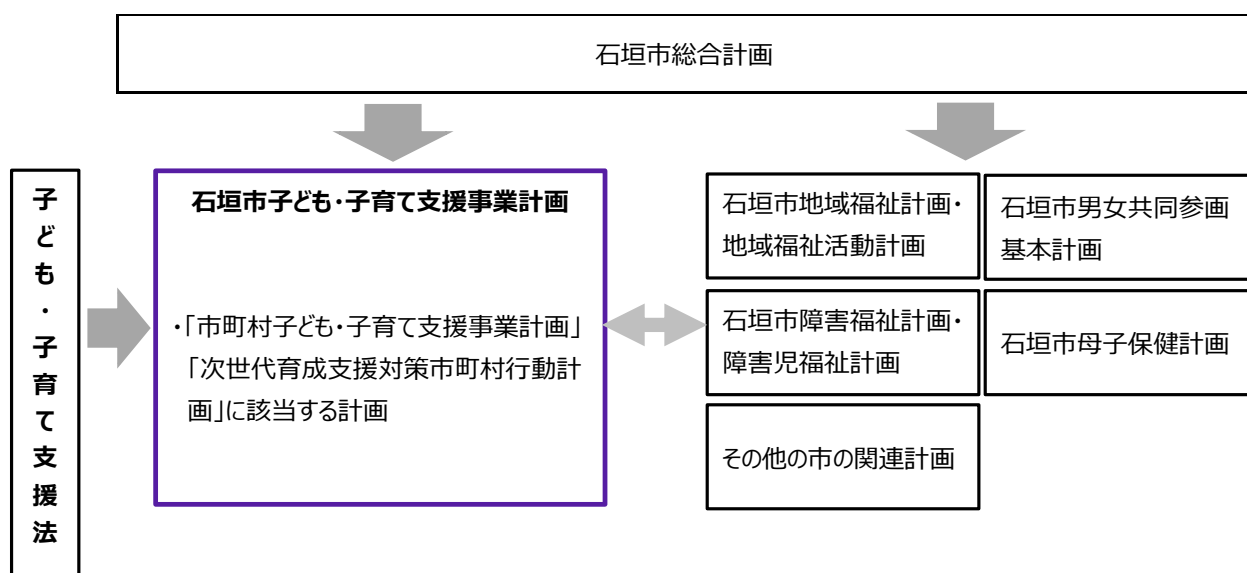
2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、石垣市総合計画における将来像の実現を図るため福祉分野における子育て支援の充実を目指すものとして、子ども・子育て支援法第 61 条に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、同法第 72 条第 1 項で定める「石垣市子ども・子育て会議」の意見を踏まえて策定するものです。

あわせて、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項で定める「次世代育成支援対策市町村行動計画」の内容も包含する計画としての性格も有するものです。

また、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」や「男女共同参画基本計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「母子保健計画」等のその他の本市の関連計画等と整合性を持つものとしします。

《計画の位置づけ》



3. 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を最終年度とする5年間の計画期間とします。

なお、計画の進捗状況に応じて、令和9年度を目途に中間見直しを行います。

《計画の期間づけ》

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
第2期事業計画					第3期事業計画				
		見直し					見直し		

4. 計画の策定体制

計画の策定にあたり、市民や関係者の意見を反映するため、以下の取り組みを行いました。

①保護者を対象としたアンケート調査（ニーズ調査）の実施

子育て中の保護者の子育てに関する実態や意識を把握するため、本市に住民票のある0歳～中学3年生までの全児童の保護者を対象に、3種類のアンケート調査を実施しました（就学前児童保護者用・小学生保護者用・中学生保護者用）。

②関係団体等ヒアリング調査の実施

子育て支援従事者が抱える課題等を把握するため、教育・保育施設をはじめとしたサービス提供事業者等の関係団体を対象としたヒアリング調査を実施しました。

③こども・若者向けオンライン意見箱の実施

こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加できる取組として、自由な意見を募集し、今後の政策の参考とすることを目的に実施しました。

④石垣市子ども・子育て会議による審議

子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、本市の保護者や学識経験者、子育て支援に従事する者等で構成する「石垣市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等の審議を行いました。

⑤パブリックコメントの実施

本計画内容を広く市民に公開し、計画内容に対する意見等を踏まえて策定を行うため、パブリックコメントを実施しました。

第1部 総論

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

人口等の動向や第2期事業計画の進捗状況、保護者を対象としたアンケート調査（ニーズ調査）や関係団体等ヒアリング調査の結果から、本市の子ども・子育てを取り巻く現状及び課題について、以下の7つの視点から総括しました。

※詳細データは「資料編」参照

①女性の就業率の高まり

- 本市の女性の就業率は沖縄県に比べて高く、全国と同程度であるが、全国・沖縄県と比べて、女性の就業率が**30歳前後の結婚・出産期に当たる年代にいったん低下する、いわゆる「M字カーブ」**の傾向があります。
- ニーズ調査結果によると、女性の就業率は、フルタイム、パート・アルバイト等も含め**就学前児童・小学生の母親の7～8割以上が就労**しています。
- また、前回調査（平成30年度）と比べて、未就労の母親の子育てに専念したい意向はやや高くなっているが、パート・アルバイト等で就労している母親の3割にフルタイムへの転換意向があり、未就労の母親も6割が就労意向を示していることから、**今後も女性（母親）の就業率がさらに高まることが予想**されます。

②男性の育児参画の高まり

- 就学前児童保護者の育児休業率は、父母ともに前回調査（平成30年度）からそれぞれ10ポイント前後高まり、特に**父親では取得率が13.5%と1割を超えた結果**となりました。
- また、子どもの病気等で平日に定期的に利用している教育・保育を休んだ場合の対処方法として、「父親が休んだ」での対応が5割弱に達しており、前回調査（平成30年度）から12.7ポイントと顕著に増加しています。

③教育・保育ニーズの高まり

- ニーズ調査結果によると、平日の教育・保育の利用状況は、「認可保育所」の割合が5割を超えており、次いで「認定こども園」が2割強と続き、その他のサービスはいずれも1割未満に留まっています。
- 一方で、平日の教育・保育の利用意向では、幼稚園・認可保育所の希望が低くなっているものの、「認定こども園」が前回調査（平成30年度）から1割程度、利用意向が高くなっており、今後も幼稚園、認可保育所から**認定こども園への利用転換が高まる**と考えられます。
- 教育・保育のニーズへの対応を検討する際には、利用希望エリアも考慮する必要がありますが、ニーズ調査によると**全地区において居住地区内の施設の利用希望が高い傾向**にあるが、その比率は2割～9割まで地域により差が見られました。
- 教育・保育の休日ニーズは、前回調査（平成30年度）と比べて利用意向のある割合はやや低下しているが、**土曜日のニーズが6割弱**（前回調査：7割弱）と半数以上となっており、観光関連等のサービス業を含む第3次産業の従事者が多い本市の就業状況を反映した結果となっています。

④緊急時や休日等の支援ニーズへの対応

- 地域子ども・子育て支援事業のうち、一時預かり事業（幼稚園在園児）については、令和2年度以降は、教育・保育の2号認定（新2号認定）として対応しています。
- 一時預かり事業（幼稚園預かり保育以外）については、コロナ禍で利用者数が落ち込んでいたが、**令和2年度から令和4年度にかけて、利用割合が高まっており、今後の利用者数増加が予想されます。**
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）については、利便性や事業周知の問題等もありましたが、令和4年度には計画値に達しています。
- ニーズ調査によると、**一時預かりや幼稚園の預かり保育（不定期）、ファミリー・サポート・センターの利用状況は前回調査（平成30年度）とほぼ同程度**であり、利用していない割合が8割でした。その理由をたずねたところ、「特に利用する必要がない」が6割強、利用料の負担や自分が事業の対象なのかどうか、「事業の利用方法がわからない」との回答が2割弱を占めており、引き続き、事業周知が課題と考えられます。

⑤小学生の放課後対策

- 第2期事業計画において、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の施設数は計画値を上回って推移しています。
- ニーズ調査における「子育てに関して周囲から受けたい支援」（自由記述形式）の回答においても、小学生の保護者を中心に、**放課後対策に関するご意見が多数挙がっています。**また、放課後児童クラブの校内設置や学童等の預かり施設の充実、放課後の居場所が少ない（公園や広場など）等の要望が挙がっています。
- 今後の放課後の過ごし方の希望では、習い事やクラブ活動、学習塾、放課後児童クラブ（学童保育）等の子どものための施設の希望割合が上位となっており、**放課後児童クラブをはじめとした多様な居場所づくりを行うなど、総合的な放課後対策や子どもの居場所づくりの充実が求められています。**

⑥保育人材の確保に係る取り組み

- 前述のとおり、今後も教育・保育をはじめとした各種サービスのニーズは高まることが予想されますが、事業者側からは、**保育士や放課後児童支援員をはじめとした人材確保が課題**として挙げられています。
- 本市においては、就学前の教育・保育に係る人材確保対策として、島外からの保育士誘致や島内の潜在保育士等の再就職支援をはじめ、島内での保育士資格取得のための環境整備や事業者と連携をし、保育士の安定的な確保、勤務しやすい環境による離職防止のための取組等を実施していますが、今後も教育・保育等のサービスニーズに適切に対応していくために、本計画においても、**事業者等と連携した人材確保対策の継続が必要**と考えられます。

第1部 総論

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

⑦サービス以外に求められる多様な子ども・子育て支援

- 子ども・子育て支援は、「家庭」「地域」「企業・事業所」「教育・保育所等サービス事業者」「行政」等のさまざまな主体ごとの取組を進め、社会全体で協働して、多様な分野による総合的な支援が不可欠です。
- 前回に引き続き、今回のニーズ調査でも、サービス以外の支援の一環として、「児童館」に関する意向の把握を行いました。就学前児童・小学生・中学生すべての年代で **4割以上の保護者が児童館の増設を希望**しており、児童館の機能として、子どもの遊び・体験の場や就学後の放課後の居場所、学習支援など多様な内容が求められています。
- 「石垣市に特に力を入れて取り組んでほしい施策」をたずねたところ、子育てのための経済的支援がそれぞれの年代で最も多く挙がっており、放課後児童対策、就学前の教育・保育サービス等をはじめ、子育てにやさしい住環境の整備、仕事と子育ての両立、子どもの健康づくり支援や医療体制、ひとり親家庭等の支援、子どもの貧困対策、いじめや不登校児への対応等が上位に挙がっています。関係団体等ヒアリング調査においても、前回調査（平成30年度）と変わらず、子どもの居場所づくりをはじめ、児童虐待や貧困、発達障害等に対する支援の必要性が指摘されており、**本市の他の関連計画とも連携しながら、多様な分野における子ども・子育て支援の充実**が望まれています。

第3章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念

計画の基本理念は、平成22年3月策定の「次世代育成支援行動計画（子ども子育て支援行動計画：後期計画）」及び平成27年3月策定の「子ども・子育て支援事業計画（第1期事業計画）」、令和2年3月策定の「第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画（第2期事業計画）」を踏襲し、下記のとおりとします。

この基本理念は、「誰もが安心して子どもを産み育てることができる」、「生まれてきた子どもたちが元気で安心して生活できる」、「地域全体で子どもを育てることができる」社会の実現を目指すものとして掲げてきました。

本計画では、この基本理念のもと、教育・保育をはじめとした子育てを支える各種サービスの質・量の確保はもとより、次世代育成支援対策として仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みや、ひとり親家庭への支援と自立を促進する環境整備、そして放課後対策も含めた子どものための多様な居場所づくりを重点的に推進していきます。

また、この理念は、本計画以外の子ども・子育て支援に係る各種計画とも共有し、本計画及び関連計画が一体となって、その実現に向けて取り組むこととします。

基本理念

生まれどう宝（子宝こそ第一）

ふあーまー（子・孫）元気

結い（地域）で子育て

① 生まれどう宝（子宝こそ第一）

すべての新しい命がその誕生を喜ばれ、人と人との関わりをとおして、豊かな人間性を形成し、自立した次代の親になっていくことを支援します。

② ふあーまー（子・孫）元気

すべての子どもたちが元気で、生き生きと幸せに育ち、安心して生活できるまち、互いに希望を語り合い、子育てをとおして親も子も育っていく環境づくりに取り組みます。

③ 結い（地域）で子育て

経験豊かな祖父母世代を含む「ゆいまー」をとおして、子育ての楽しさと大変さを分かち合い、子育て家庭が夢や希望を、そして自信を持って子育てができるまちづくりに取り組みます。

第1部 総論

第3章 計画の基本方針

2. 計画の基本目標

計画の基本理念のもと、以下の4つの基本目標を設定し、計画を展開していきます。

基本目標1 教育・保育及び子育て支援の確実な提供

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、女性の就業率向上等に伴う利用ニーズの動向に適切に対応できるよう、教育・保育施設等のサービス提供事業者や地域等と連携・協働しながら、必要なサービスを確実に提供できる環境整備に取り組みます。

あわせて、サービスの質の向上や保育士等の人材確保対策に継続して取り組みます。

基本目標2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女がともに子育ての喜びを実感しながら働くことができるよう、国・県等と連携しながら、市民や企業等に対し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や子育てへの男女共同参画に関する啓発等に取り組みます。

あわせて、教育・保育をはじめ、「小1の壁」を打破するための小学生の放課後児童対策、病児保育事業等の緊急時の支援サービスをはじめとした、仕事と子育ての両立支援に係る各種サービス等について、必要量の確保と利用しやすい仕組みづくりに取り組みます。

基本目標3 ひとり親家庭への支援と自立促進

子育て家庭全般に対する経済的負担の軽減に加え、ひとり親家庭が直面する経済的・社会的な課題に対応するため、相談・情報提供体制の構築や就業支援、経済的支援、子育て・生活支援、養育費確保の支援等を行い、自立を促進する環境整備に取り組みます。

基本目標4 子どものための多様な居場所づくり

中高生も含めたすべての子どもが、放課後や週末等に、様々な体験や遊び、学習活動等ができる安全・安心な居場所として、児童館をはじめとした多様な居場所づくりに取り組みます。

なかでも小学生については、総合的な放課後対策として、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を計画的に整備するなど、すべての小学生が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動が行える環境づくりに取り組みます。

3. 計画の体系

基本理念	基本目標	施策・事業分野
生まりどう宝 ・ ふあーまー元気 ・ 結いで子育て	教育・保育及び子育て支援の確実な提供	教育・保育 ・幼稚園・認定こども園・保育所 ・地域型保育事業（1～3号認定） 地域子ども・子育て支援事業 ・時間外保育事業（延長保育） ・放課後児童健全育成事業 ・子育て短期支援事業（ショートステイ） ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ・利用者支援事業 ・妊婦健康診査 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業 ・妊婦等包括相談支援事業 ・乳児等通園支援事業 ・産後ケア事業
	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発 ・仕事と子育ての両立支援 等
	ひとり親家庭への支援と自立促進	ひとり親家庭への支援と自立促進 ・相談・情報提供 ・就業支援 ・経済的支援 ・子育て・生活支援 等
	子どものための多様な居場所づくり	児童館等の居場所づくり ・児童館 等

第1部 総論

第3章 計画の基本方針

4. 教育・保育提供区域の設定

1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域（以下、「提供区域」という。）とは、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことです。

提供区域は、市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項（必須記載事項）とされており、提供区域ごとに、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を示すこととされています。

*** 教育・保育提供区域の設定・運用にあたっての留意事項 ***

- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実状に応じて、区分又は事業ごとに設定することができる。

2) 教育・保育提供区域の設定

第1期事業計画では提供区域を1市1区域と設定していましたが、第2期事業計画においては、特に教育・保育について地域の状況に応じた量の確保等の取り組みを進めるため、以下の区分による1市3区域で設定しました。本計画においても引き続き同区域で設定し対応していきます。なお、北部・西部地区については、人口規模が小さく、わずかな人口増減が見込み量等に大きく影響することから、本計画期間中の動向を注視し、必要に応じて中間見直し等により対応していきます。

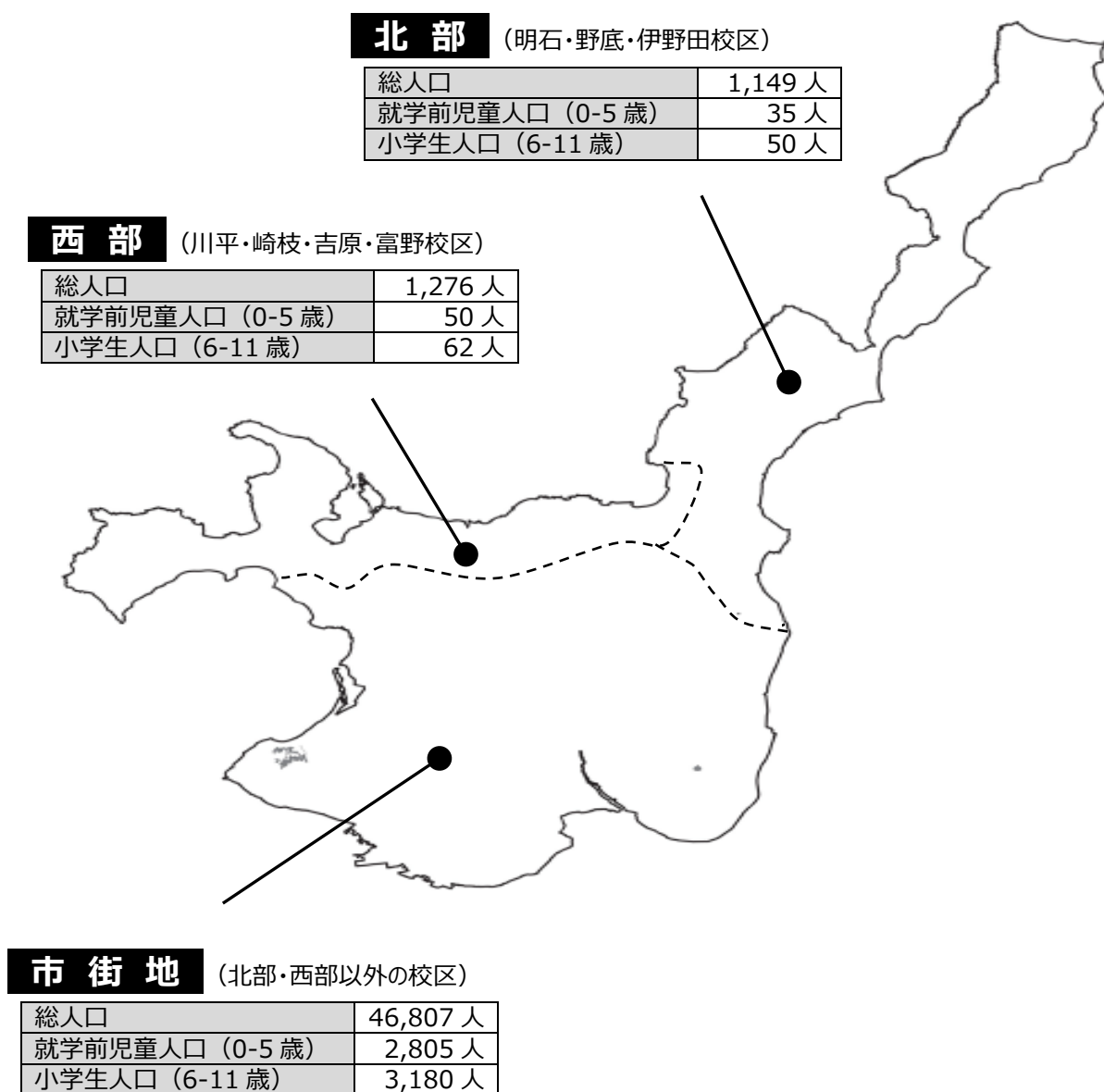
地域子ども・子育て支援事業については、事業実施主体が少なく、かつ市街地に集中している等の状況から、提供区域を1市1区域と設定し、市全域として量の確保に取り組みます。

図表－1 《教育・保育提供区域》

提供区域名	該当校区	教育・保育ニーズの状況（ニーズ調査結果等）
北部	明石、野底、伊野田校区	居住校区内での利用ニーズが高い
西部	川平、崎枝、吉原、富野校区	居住校区内での利用ニーズが高い
市街地（※）	北部・西部以外のすべての校区	居住校区及び隣接校区での利用ニーズが高い

（※）ここでの「市街地」とは上記の該当校区のことを指し、「石垣市都市計画マスタープラン」等での定義とは異なる。

図表－2 《教育・保育提供区域（区域マップ）》 ※人口は令和6年4月1日現在



第1部 総論

第3章 計画の基本方針

第2部 各 論

第2部 各論

第1章 教育・保育

第1章 教育・保育

1. 教育・保育の見込み量と確保の方策

1) 1号認定[教育標準時間認定]〈担当課：子育て支援課〉

(3～5歳／学校教育のみ利用＝幼稚園・認定こども園利用)

【認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

【事業内容・量の見込み】

就学前児童に対して教育・保育を行う事業であり、1号認定は、3歳～5歳の認定こども園や幼稚園での学校教育を希望する児童が対象です。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

市全体及び各提供区域において、現在の供給体制で利用ニーズに対応が可能です。

単位：(人)

			R7	R8	R9	R10	R11
市全体	量の見込み	[A]	127	124	121	117	114
	確保方策	[B]	532	537	537	537	537
	差	[B-A]	405	413	416	420	423
北部	量の見込み	[A]	1	1	1	1	1
	確保方策	[B]	1	6	6	6	6
	差	[B-A]	0	5	5	5	5
西部	量の見込み	[A]	1	1	1	1	1
	確保方策	[B]	15	15	15	15	15
	差	[B-A]	14	14	14	14	14
市街地	量の見込み	[A]	125	122	119	115	112
	確保方策	[B]	516	516	516	516	516
	差	[B-A]	391	394	397	401	404

2) 2号認定[保育認定] 〈担当課：子育て支援課〉

(3～5歳／保育の必要性あり＝保育所・認定こども園利用)

【認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

【事業内容・量の見込み】

就学前児童に対して教育・保育を行う事業であり、2号認定は、3歳～5歳の保育の必要な事由に該当し、認定こども園や保育所での保育を希望する児童が対象です。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

市全体及び各提供区域において、現在の供給体制で利用ニーズに対応が可能です。

単位：(人)

			R7		R8		R9		R10		R11	
			教育 ニーズ	保育 ニーズ	教育 ニーズ	保育 ニーズ	教育 ニーズ	保育 ニーズ	教育 ニーズ	保育 ニーズ	教育 ニーズ	保育 ニーズ
市全体	量の見込み	[A]	268	1,015	261	991	255	966	247	935	241	911
	確保方策	[B]	1,364		1,319		1,319		1,319		1,319	
	差	[B-A]	81		67		98		137		167	
北部	量の見込み	[A]	3	13	3	12	3	12	3	12	3	11
	確保方策	[B]	74		29		29		29		29	
	差	[B-A]	58		14		14		14		15	
西部	量の見込み	[A]	5	17	4	17	4	16	4	16	4	15
	確保方策	[B]	32		32		32		32		32	
	差	[B-A]	10		11		12		12		13	
市街地	量の見込み	[A]	260	985	254	962	248	938	240	907	234	885
	確保方策	[B]	1,258		1,258		1,258		1,258		1,258	
	差	[B-A]	13		42		72		111		139	

第2部 各論

第1章 教育・保育

3) 3号認定[保育認定] 〈担当課：子育て支援課〉

(0歳、1歳、2歳／保育の必要性あり＝保育所・認定こども園・地域型保育事業所利用)

【認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

【事業内容・量の見込み】

就学前児童に対して教育・保育を行う事業であり、3号認定は、0歳～2歳の保育の必要な事由に該当し、認定こども園や保育所、地域型保育事業所での保育を希望する児童が対象です。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向や育児休業の取得状況等で検証して算出しました。

【確保の方策】

北部の0歳児の利用ニーズについては、令和8年度に予定している認定こども園開設までの間は、他区域の受け入れにより対応することとします。

市街地については、令和9年度に量の見込みが確保方策を下回る見通しであることを踏まえ、認定こども園・保育所との連携のもと、定員の弾力化等により利用ニーズに対応できる供給体制の確保を図ります。

1・2歳の利用ニーズについては、市全体及び各提供区域において、現在の供給体制で対応が可能です。

0歳

単位：(人)

			R7	R8	R9	R10	R11
市全体	量の見込み	[A]	294	289	286	285	285
	確保方策	[B]	290	293	293	293	293
	差	[B-A]	▲ 4	4	7	8	8
北部	量の見込み	[A]	2	2	2	2	2
	確保方策	[B]	0	3	3	3	3
	差	[B-A]	▲ 2	1	1	1	1
西部	量の見込み	[A]	4	4	4	4	4
	確保方策	[B]	9	9	9	9	9
	差	[B-A]	5	5	5	5	5
市街地	量の見込み	[A]	288	283	280	279	279
	確保方策	[B]	281	281	281	281	281
	差	[B-A]	▲ 7	▲ 2	1	2	2

1 歳

単位:(人)

			R7	R8	R9	R10	R11
市全体	量の見込み	[A]	321	349	344	341	340
	確保方策	[B]	483	474	474	474	474
	差	[B-A]	162	125	130	133	134
北部	量の見込み	[A]	3	3	3	3	3
	確保方策	[B]	15	6	6	6	6
	差	[B-A]	12	3	3	3	3
西部	量の見込み	[A]	3	4	4	4	4
	確保方策	[B]	12	12	12	12	12
	差	[B-A]	9	8	8	8	8
市街地	量の見込み	[A]	315	342	337	334	333
	確保方策	[B]	456	456	456	456	456
	差	[B-A]	141	114	119	122	123

2 歳

単位:(人)

			R7	R8	R9	R10	R11
市全体	量の見込み	[A]	416	363	393	388	385
	確保方策	[B]	478	469	469	469	469
	差	[B-A]	62	106	76	81	84
北部	量の見込み	[A]	3	3	3	3	3
	確保方策	[B]	15	6	6	6	6
	差	[B-A]	12	3	3	3	3
西部	量の見込み	[A]	4	4	4	4	4
	確保方策	[B]	12	12	12	12	12
	差	[B-A]	8	8	8	8	8
市街地	量の見込み	[A]	409	356	386	381	378
	確保方策	[B]	451	451	451	451	451
	差	[B-A]	42	95	65	70	73

第2部 各論

第1章 教育・保育

2. 教育・保育の推進体制

1) 認定こども園の普及〈担当課：子育て支援課〉

認定こども園は、乳幼児期から学童期にわたる連続性のある教育・保育の提供が重要であるという観点から、保護者の就労に関わらず幼児教育・保育を一体的に提供する環境を整えるために創設された施設です。

本市の公立幼稚園及び保育所については、「石垣市立幼稚園及び保育所のあり方検討委員会」において、既存施設の建築年数や立地環境等を勘案し、段階的な認定こども園への移行に取り組んでおり、北部地区には令和8年4月に新規こども園の開設を予定しています。

私立については、引き続き、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば移行に向けた取組を検討することとします。

2) 幼稚園教諭及び保育士の安定確保と資質の向上〈担当課：子育て支援課〉

(1) 幼稚園教諭・保育士の確保対策及び処遇改善

保育士を安定的に確保することは最重要課題であるという観点から、離島の不利性を解消するためにも、島外からの保育士誘致（石垣市島外保育士誘致支援事業）のほか、保育士資格を有していながら、保育士として勤務していない方（潜在保育士）の復職を促すための支援（石垣市保育士再就職応援給付金）を実施し、保育人材の確保に努めます。

また、石垣市内での保育士試験実施や試験対策講座の開講、保育士等資格取得養成課程（石垣集団学習会場）の開設により、保育士資格を取得しやすい環境を整備することによって保育人材の育成及び確保に取り組めます。

加えて、人材が安定かつ長期的に勤務しやすい環境を整えるべく、行政と事業者が協働して保育士離職防止に関する取組を促進します。

(2) 幼稚園教諭・保育士の資質の向上

子どもを取り巻く環境が変化する中、幼児教育・保育に関するニーズも年々多種多様となっていることから、質の高い教育・保育を提供するためにも、専門的知識と技術・経験を兼ね備えた幼稚園教諭及び保育士の安定的な確保が不可欠となっています。

幼稚園教諭免許が休眠状態である幼稚園教諭、保育教諭及び保育士に対して、免許更新の受講を推進し、資質向上を図ります。

また、保育士に関しては、石垣市内での「保育士等キャリアアップ研修」の開催を推進し、保育士及び保育所運営者の負担軽減を図るとともに、保育士の資質向上に努めます。

さらに、石垣市では「保幼小連携講演会」を実施し、幼児教育に関わる教育・保育施設の職員や小学校1年生の担任等が一堂に会し、教育・保育や保幼小接続における現状と課題を共有しあい、教育保育の質向上と幼児期から小学校への円滑な接続を図り、子どもの成長に寄り添った教育・保育環境の整備に努めます。

3) 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携の推進〈担当課：子育て支援課〉

地域型保育事業については、3歳以上の教育・保育が同じ方向性かつ連続的に実施されるよう教育・保育施設との連携強化を図ることとされており、本市においては、第2期事業計画期間内で連携施設を確保できた地域型保育事業者が増加しました。

引き続き、平成29年度に策定した「地域型保育事業等における連携施設に関するガイドライン」に基づき、各事業者が連携施設を確保することを基本とした上で、公立の認定こども園を連携施設として設定することや、当該事業所が連携施設を確保できるよう市が積極的な関与・役割を果たし、連携体制の構築に向けた取組を進めます。

4) 教育・保育施設と小学校との連携の推進〈担当課：子育て支援課〉

子どもの発達や学びの連続性を保障するためにも、幼児期と児童期の教育が円滑に接続し、体系的な教育が組織的に行われることが重要であるという観点から、保育所－幼稚園－認定こども園－小学校間（以下「保幼小」という。）の連携体制の更なる強化が不可欠です。

本市においては、第1期及び第2期事業計画期間内に進めてきた教育・保育施設の整備に伴い、地域の保育ニーズに応じた保育施設の増設を行ってきたことから、保幼小連携の重要性が今後一層高まることが想定されます。

幼小接続アドバイザーやコーディネーター及び指導主事が中心となり、保幼小児童の交流や教諭・保育士相互の合同研修の実施、施設間の情報共有を強化し、教育・保育施設と小学校との連携を引き続き推進します。

5) 「子育てのための施設等利用給付」（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施〈担当課：子育て支援課〉

「子育てのための施設等利用給付」については、保護者からの申請に基づいて、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性、特定子ども・子育て支援施設等の運営に支障がないよう、給付の回数及び時期に配慮し、引き続き実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等を行うために、必要に応じて施設の運営状況、監査状況等に関する情報提供や立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請する等、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給のため、継続して県と連携を図っていきます。

第2部 各論

第2章 地域子ども・子育て支援事業

第2章 地域子ども・子育て支援事業

1. 地域子ども・子育て支援事業一覧表

事業名	対象年齢	利用条件
1) 時間外保育事業（延長保育）	0歳6ヶ月～小学校就学前の在園児	事業を実施する保育所所在籍児
2) 放課後児童健全育成事業	小学生	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生
3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	0歳～高校生年代	保護者の疾病等により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童
4) 地域子育て支援拠点事業	乳幼児・その保護者	
5) 一時預かり事業（幼稚園型）	3歳児クラス～5歳児クラスの在園児	事業を実施する幼稚園又は認定こども園在籍児
6) 一時預かり事業（幼稚園型以外）	小学校就学前子ども（トワイライトステイは0歳～高校生年代）	家庭保育が一時的に困難となった乳幼児
7) 病児保育事業 子育て援助活動支援事業	0歳～高校生年代	
8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0歳～19歳の誕生日の前日まで	
9) 利用者支援事業	・0歳～小学校就学前子ども（基本型・特定型） ・0歳～高校生年代（こども家庭センター型） ・妊婦・その配偶者等（妊婦等包括相談支援事業型）	（こども家庭センター型）妊産婦並びにこども及びその家庭
10) 妊婦健康診査事業	妊婦	
11) 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月まで	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭
12) 養育支援訪問事業	0歳～高校生年代	養育支援が特に必要な家庭
13) 実費徴収に係る補正給付を行う事業	0歳6ヶ月～小学校就学前の在園児	市が認める教育・保育給付認定保護者
14) 子育て世帯訪問支援事業	妊産婦・子育て家庭	市が認めた下記の状態にある家庭 ・適切な養育が難しい保護者 ・養育状態に課題がある保護者 ・若年妊婦等、出産前に支援が必要な妊婦 ・その他、市町村が支援を必要と認める者
15) 児童育成支援拠点事業	小学生～高校生年代	市が認めた下記の状態にある家庭 ・養育環境に課題がある児童とその保護者 ・家庭外にも居場所がない児童とその保護者 ・市町村が支援を適切と判断した児童とその保護者
16) 親子関係形成支援事業	0歳～高校生年代	市が認めた下記の状態にある家庭 ・監護が不適当と認められる児童とその保護者 ・養育支援が特に必要と認められる児童とその保護者 ・市町村が支援を必要と認める児童とその保護者
17) 妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等	
18) 乳児等通園支援事業	0歳6ヶ月～満3歳未満の未就園児	保育所等に通所していない未就園児
19) 産後ケア事業	出産後1年を経過しない産婦及び乳児	・家族等から十分な支援が受けられない者 ・産後に心身の不調があり、保健指導を必要とする者 ・育児に対する不安があり、保健指導を必要とする者

2. 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策

1) 延長保育事業（時間外保育事業）〈担当課：子育て支援課〉

【事業内容・量の見込み】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園および保育所等において保育を実施する事業であり、令和6年度現在、17か所で実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

現在の実施体制（17か所）でニーズに対応していきます。

さらに、当事業の提供体制が整い次第、実施施設を増やし、サービスを必要としている利用者が利用しやすい環境の充実を図っていきます。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	利用人数(人)	[A]	316	308	307	301	296
確保方策	利用人数(人)	[B]	420	420	420	420	420
	差(人)	[B-A]	104	112	113	119	124
	施設数(か所)	-	17	17	17	17	17

第2部 各論

第2章 地域子ども・子育て支援事業

2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）〈担当課：子育て支援課〉

【事業内容・量の見込み】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

石垣小学校内に放課後児童クラブの専用施設が完成し、令和6年度より供用を開始しております。

今後も、サービスを必要としている児童が安心して利用できるよう利便性の向上と安心安全な放課後の居場所づくりに継続して取り組んでいきます。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	利用人数(人)	[A]	656	637	616	596	583
確保方策	登録人数(人)	[B]	724	684	684	684	684
	差(人)	[B-A]	68	47	68	88	101
	施設数(か所)	公設施設	2	2	2	2	2
		民間施設	19	18	18	18	18
		計	21	20	20	20	20

3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）〈担当課：こども家庭課〉

【事業内容・量の見込み】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です（短期入所生活援助事業［ショートステイ］）。令和6年度現在、受入れ施設2か所、里親2か所で実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

現在の受入れ施設（2か所）と里親登録者（2か所）による体制でニーズに対応していきます。

また、事業利用にあたり、申請期限を2日前としておりますが、緊急での利用希望に対応するために、里親登録している方との委託契約数を増やし、利用者ニーズに対応できるよう努めていきます。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	利用人数(人日)	[A]	60	60	60	60	60
確保方策	利用人数(人日)	[B]	260	260	260	260	260
	差 (人日)	[B-A]	200	200	200	200	200
	施設数(か所)	-	4	4	4	4	4

第2部 各論

第2章 地域子ども・子育て支援事業

4) 地域子育て支援拠点事業〈担当課：子育て支援課〉

【事業内容・量の見込み】

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業であり、令和6年度現在、公立6か所（こっこーま、おおはまこども園、まきらこども園、へいしんこども園、あらかわこども園、かびらこども園）、私立3か所（ゆい、なごみの広場、みるくる）で実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

令和6年度末の「まきらこども園」の閉園に伴い、令和7年度は一時的に量の見込みが確保の方策を上回りますが、令和8年度には、北部地区に「いばるまこども園（仮称）」を開設予定であり、ニーズに対応できる体制を構築していきます。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	利用人数(人回)	[A]	4,325	4,218	4,299	4,260	4,241
確保方策	利用人数(人回)	[B]	4,320	4,416	4,416	4,416	4,416
	差 (人回)	[B-A]	▲ 5	198	117	156	175
	施設数(か所)	-	8	9	9	9	9

5) 一時預かり事業（幼稚園型）〈担当課：子育て支援課〉

【事業内容・量の見込み】

幼稚園又は認定こども園において在籍する満3歳以上の幼児の一時預かり保育を行う事業です。本市においては、北部地区の公立幼稚園および私立認定こども園で実施しており、令和2年度より教育・保育の2号認定（新2号認定）としてニーズを見込んでいます。

【確保の方策】

北部地区の公立幼稚園は令和8年度に、いばるまこども園（仮称）に集約再編され、教育・保育の2号認定による利用となります。私立認定こども園においては、引き続き、教育・保育の2号認定（新2号認定）としてニーズを見込み、対応していきます。

6) 一時預かり事業（幼稚園型以外）〈担当課：子育て支援課・こども家庭課〉

【事業内容・量の見込み】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的な預かりを行う事業であり、子育て短期支援事業〔トワイライトステイ〕、子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター事業〕（就学前児童〔0～5歳〕分）、その他での一時預かりが該当します。

本市では、令和6年度現在、ファミリー・サポート・センター事業、その他での一時預かりを実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

引き続き、ファミリー・サポート・センター事業に加え、一時預かり施設3施設で受け入れ態勢を構築します。

また、安定的な事業実施のため、保育士及びファミリー・サポート・センターのお助け会員を増やすことによる人材確保に努めます。

トワイライトステイについては、利用者のニーズを見極めつつ、実施を検討します。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	利用人数(人日)	[A]	679	663	660	646	637
確保方策	利用人数(人日)	[B]	679	679	679	679	679
	差(人日)	[B-A]	0	16	19	33	42

《確保方策 詳細》

		R7	R8	R9	R10	R11
下記以外の一時預かり	利用人数(人日)	40	40	40	40	40
	施設数(か所)	3	3	3	3	3
ファミリー・サポート・センター	利用人数(人日)	639	639	639	639	639
トワイライトステイ	利用人数(人日)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0

第2部 各論

第2章 地域子ども・子育て支援事業

7) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]）

〈担当課：子育て支援課〉

【事業内容・量の見込み】

病児について、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業であり、令和6年度現在、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）で対応しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

ファミリー・サポート・センター事業に加え、R8年度より病後児保育施設1か所開設によりニーズ対応を目指します。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	利用人数(人日)	[A]	45	44	44	43	42
確保方策	利用人数(人日)	[B]	45	62	62	62	62
	差 (人日)	[B-A]	0	18	18	19	20

《確保方策 詳細》

		R7	R8	R9	R10	R11
病児・病後児 保育	利用人数(人日)	0	17	17	17	17
	施設数(か所)	0	1	1	1	1
ファミリー・サ ポート・セン ター	利用人数(人日)	45	45	45	45	45

8) 子育て援助活動支援事業[ファミリー・サポート・センター事業]（就学児分）**〈担当課：子育て支援課〉****【事業内容・量の見込み】**

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業であり、ここでは「就学児（6～11歳）」の利用に係る量の見込みを算出するものです（就学前児童[0～5歳]分は「6～11歳預かり事業」参照）。

本市では、令和6年度現在、ファミリー・サポート・センター事業として実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

放課後児童クラブ等の他のサービスで対応ができないケース等を中心に、引き続き、ファミリー・サポート・センター事業において対応しつつ、安定的な事業実施のため、ファミリー・サポート・センターのお助け会員を増やすことによる人材確保に努めます。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	利用人数(人日)	[A]	72	70	68	65	64
確保方策	利用人数(人日)	[B]	120	120	120	120	120
	差 (人日)	[B-A]	48	50	52	55	56

第2部 各論

第2章 地域子ども・子育て支援事業

9) 利用者支援事業〈担当課：子育て支援課・健康福祉センター・こども家庭課〉

【事業内容・量の見込み】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健やその他の子育て支援等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

下記のいずれかの類型を選択して実施するものであり、本市では、令和6年度現在、基本型3か所（公立認定こども園）、特定型1か所（子育て支援課）、こども家庭センター型2か所（健康福祉センター・こども家庭課）でニーズに対応しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

《利用者支援事業の類型》

基本型	「利用者支援」と「地域連携」をともに実施する形態 - 主として行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用
特定型	- 主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については行政がその機能を果たす - 主として行政機関の窓口等を活用
こども家庭センター型 (旧母子保健型)	- 助産師や保健師、社会福祉士等が、妊娠期から子育て期を通じて、育児に関する相談対応や家庭訪問を実施し、個々に応じた切れ目ない支援を行う - 主として母子保健等に関する相談機能を有する施設で実施
妊婦等包括相談支援事業型	妊婦、その配偶者等に対して、面談等の実施により必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う

【確保の方策】

市子育て支援課で実施している「特定型」に加え、こども家庭課に「こども家庭センター」を設置し、健康福祉センターの「こども家庭センター型」と合わせて、実施体制を構築します。

また、「基本型」については、今後、子育て支援員研修修了者の増加を図ることで人材確保を推進し、提供体制の充実を図ります。

				R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	施設数	(か所)	[A]	7	7	6	6	6
確保方策	施設数	基本型	(か所)	3	3	3	3	3
		特定型	(か所)	1	1	1	1	1
		こ家セン型	(か所)	2	2	1	1	1
		妊婦等型	(か所)	1	1	1	1	1
		計	(か所)	7	7	6	6	6
	差	(か所)	[B-A]	0	0	0	0	0

10) 妊婦健康診査事業〈担当課：健康福祉センター〉**【事業内容・量の見込み】**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査は安全・安心な出産のために重要であることから、子ども・子育て支援法において、母子保健法に基づく妊婦健診を「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけています。本市では、令和6年度現在、市内の医療機関2か所を実施しています。

計画期間内の量の見込みは、0歳児の推計人口をもとに算出しました。

【確保の方策】

妊婦健診受診者の負担軽減に努め、対象となる妊婦全員の実施（受診率100%）を目指し、引き続き、妊婦健診未受診者への介入を図ります。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ人数(人回)	[A]	6,230	6,146	6,090	6,062	6,062
確保方策	延べ人数(人回)	[B]	6,230	6,146	6,090	6,062	6,062
	差 (人回)	[B-A]	0	0	0	0	0

第2部 各論

第2章 地域子ども・子育て支援事業

1 1）乳児家庭全戸訪問事業〈担当課：健康福祉センター〉

【事業内容・量の見込み】

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業であり、令和6年度現在、健康福祉センターの保健師及び母子保健推進員、助産師で訪問を実施しています。

計画期間内の量の見込みは、0歳児の推計人口をもとに算出しました。

【確保の方策】

安定的な事業実施のため、訪問員（保健師・母子保健推進員・助産師）の負担改善を図りつつ、対象となる新生児全員の実施（実施率100%）を目指します。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	対象人数(人)	[A]	445	439	435	433	433
確保方策	実施人数(人)	[B]	445	439	435	433	433
	差(人)	[B-A]	0	0	0	0	0

1 2）養育支援訪問事業〈担当課：こども家庭課〉

【事業内容・量の見込み】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保の方策】

令和5年度まで実施していましたが、事業内容の一部が令和6年度から「14）子育て世帯訪問支援事業」に移行しました。専門相談については、今後、受託先の確保に努めます。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	対象人数(人)	[A]	10	10	10	10	10
確保方策	実施人数(人)	[B]	10	10	10	10	10
	差(人)	[B-A]	0	0	0	0	0

13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業〈担当課：子育て支援課〉**【事業内容・量の見込み】**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき、給食に関する費用、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保の方策】

教育・保育利用者等の状況を注視しながら、実施の必要性について検討していきます。

14) 子育て世帯訪問支援事業〈担当課：こども家庭課〉**【事業内容・量の見込み】**

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業であり、令和6年度現在、NPO法人1か所（子育てサポート やいま）で実施しています。

【確保の方策】

対象となる全家庭での実施を目指し、新規委託先を選定することを検討します。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ人数(人日)	[A]	256	302	344	387	427
確保方策	延べ人数(人日)	[B]	260	312	364	416	468
	差 (人日)	[B-A]	4	10	20	29	41

第2部 各論

第2章 地域子ども・子育て支援事業

15) 児童育成支援拠点事業〈担当課：こども家庭課〉

【事業内容・量の見込み】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【確保の方策】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業としての実施は見込んでおりませんが、別途「子どもの貧困対策事業」（こども家庭課）の中で類似事業を実施しており、今後も当該事業において対応していきます。

16) 親子関係形成支援事業〈担当課：こども家庭課〉

【事業内容・量の見込み】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【確保の方策】

実施にあたっては、より専門的な資格習得が必要となるため、受託先の確保に努めます。

17) 妊婦等包括相談支援事業〈担当課：健康福祉センター〉**【事業内容・量の見込み】**

妊婦のための支援給付を行うにあたり、妊婦やその配偶者等の抱える様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる相談支援事業です。

【確保の方策】

市健康福祉センターで「妊婦等包括相談支援事業型」として実施体制を構築します。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ人数(回)	[A]	1,334	1,316	1,304	1,298	1,298
確保方策	延べ人数(回)	[B]	1,334	1,316	1,304	1,298	1,298
	差 (回)	[B-A]	0	0	0	0	0

18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）〈担当課：子育て支援課〉**【事業内容・量の見込み】**

現行の教育・保育給付に加え、保育所等に通っていない0歳6ヶ月～満3歳未満のこどもを対象とした、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる通園給付事業です。計画期間内の量の見込みは、国が定める標準的な算出方法により算出しました。

【確保の方策】

国では、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として事業の本格実施とされていることから、令和7年度は、休園の幼稚園等で運営できるよう調査検討、実施体制の構築に努め、令和8年度から少なくとも1か所に対応していきます。

0歳

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ人数(人日)	[A]	2,265	2,250	2,235	2,235	2,235
確保方策	延べ人数(人日)	[B]	0	2,250	2,235	2,235	2,235
	差 (人日)	[B-A]	▲ 2,265	0	0	0	0

第2部 各論

第2章 地域子ども・子育て支援事業

1 歳

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ人数(人日)	[A]	1,425	1,545	1,515	1,500	1,500
確保方策	延べ人数(人日)	[B]	0	1,545	1,515	1,500	1,500
	差 (人日)	[B-A]	▲ 1,425	0	0	0	0

2 歳

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ人数(人日)	[A]	945	825	900	885	870
確保方策	延べ人数(人日)	[B]	0	825	900	885	870
	差 (人日)	[B-A]	▲ 945	0	0	0	0

19) 産後ケア事業〈担当課：健康福祉センター〉

【事業内容・量の見込み】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

計画期間内の量の見込みは、本市の推計妊婦数等をもとに、国が定める標準的な算出方法により、算出しました。

【確保の方策】

引き続き、産後ケア施設（1か所）でニーズに対応し、サービスを必要としている産婦とその子どもが利用しやすい環境づくりを進めていきます。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ人数(人日)	[A]	896	884	876	872	872
確保方策	延べ人数(人日)	[B]	896	884	876	872	872
	差 (人日)	[B-A]	0	0	0	0	0

第3章 その他の子ども・子育て支援に係る推進施策

本章は、次世代育成支援対策推進法に基づく本市の行動計画に該当するものです。

本市においては、第2期事業計画に引き続き、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」と「子どもの居場所づくり」を重点的に推進すべき施策として位置づけ、加えて、離婚率が全国と比べて高いという本市の特性を踏まえて、ひとり親家庭に対し、相談・情報提供から就業支援、経済的支援、子育て・生活支援等を実施し、自立を促進していきます。

1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

1）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発

（1）市民に対する啓発〈担当課：子育て支援課〉

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、一方で子育てや介護等の家庭の時間、地域活動など生活面での充実を両立することを目指す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について、引き続き、市広報紙・パンフレット等の紙媒体やホームページ、各種講座等の多様な機会を活用し、広く市民に啓発していきます。

また、健康的な生活習慣の実現のため、男性に対する長時間労働の削減や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。

（2）企業・事業所に対する啓発〈担当課：子育て支援課〉

企業・事業所に対しても、市民と同様に各種媒体を活用するとともに、第2期事業計画期間では、「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」の周知のため、県と連携し本市で説明会を開催しました。引き続き、国・県等の関係機関とも連携しながら、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について、啓発していきます。

特に企業・事業所については、労働者が健康を維持しながら働ける環境を整備するため、長時間労働の是正や育児休業等の各種休業制度の周知等により、労働者が働きやすい環境づくりと、「育児・介護休業法」や「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」等の関連法令の遵守について啓発していきます。

第2部 各論

第3章 その他の子ども・子育て支援に係る推進施策

2) 仕事と子育ての両立支援

(1) 就業に対する支援〈担当課：子育て支援課・商工振興課〉

市全体の雇用促進を図るため、平成31年2月に沖縄労働局と「石垣市雇用対策に関する協定」を締結し、本市が抱える雇用環境と人手不足の改善や求人・求職者数の拡大、求職者と企業間のミスマッチ解消などに連携して取組み、雇用の質の向上に引き続き、取組みます。

その一環として、ハローワーク等の関係機関と連携して就業に関する説明会・講習会等の開催に取組むとともに、子育てとの両立に配慮した支援に努めます。

保護者により就労形態や就労時間が異なることから、保護者のニーズや本市の実情を踏まえて、多様な働き方に対する支援サービスの充実に取組みます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業等の充実〈担当課：子育て支援課〉

教育・保育をはじめ、延長保育事業や、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等の充実により多様な働き方をする保護者のニーズに対応をしていくとともに、保護者に対する情報提供や必要に応じた相談・助言を行うための地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業の拡充や周知を図り、働く保護者にとって、仕事と子育ての両立がしやすい環境の整備に努めます。

また、安定的な事業実施のため、各種サービス提供の基盤となる人材育成・確保に努め、提供体制の充実に取組みます。

2. ひとり親家庭への支援と自立促進

(1) 専門相談員の支援体制強化〈担当課：こども家庭課〉

女性相談員や母子父子自立支援員の支援体制を強化し、ひとり親家庭が直面する問題に対して専門的な相談を行い、個別のニーズに応じた支援を提供し、家庭の状況に応じた適切なアドバイスや情報提供を行います。

(2) 多様なサービスの提供〈担当課：こども家庭課〉

ひとり親家庭を対象とした、就業支援や生活支援、子育て支援などの各種サービスの情報提供・充実に努めます。具体的には、就業準備講座やキャリアアップ支援、子ども向けの学習支援プログラムなどを通じた家庭の経済的安定を図ります。

(3) 関係機関・民間団体との連携〈担当課：こども家庭課〉

福祉団体や教育機関などとの連携を強化し、ひとり親家庭への支援ネットワークを構築することにより必要な情報提供やサービスが迅速に提供されるよう努めます。

また、地域の民間団体とも協力し、地域全体でひとり親家庭を支える環境を整えます。

（４）子どもの福祉の確保〈担当課：こども家庭課〉

子どもたちの健全な成長を支えるため、養育費の確保や面会交流に関する相談支援に努め、親子間の関係性を維持し、子どもたちが安心して成長できる環境を提供します。

3. 児童館等の居場所づくり

1) 児童館〈担当課：子育て支援課〉

令和7年1月に、県営新川団地の隣接地で「石垣市新川児童館」が開館し、本市の児童館は「石垣市子どもセンター（石垣市健康福祉センター内）」と「石垣市とのすく児童館」を合わせ3か所となりました。

本計画策定に当たり実施したニーズ調査では、4割以上の保護者から、児童館増設の要望が強く、児童館の機能として、子どもの遊び・体験の場や放課後の居場所、学習支援など多様な機能の充実が求められています。この高いニーズを踏まえ、「石垣市児童館整備基本方針」（令和3年3月策定）に基づいて、各中学校区に1か所の児童館整備又は地域資源を活用した児童館機能の配置の検討に引き続き取り組みます。

2) その他の居場所づくり

（１）小学生の放課後の居場所づくり〈担当課：子育て支援課・いきいき学び課〉

小学生の放課後の居場所づくりとして、「放課後児童健全育成事業」（各論第2章-2）参照）や、「放課後子ども教室」を計画的に整備するとともに、引き続き、両事業の連携・協働等により放課後対策を推進します。

（２）子どもの貧困対策による居場所づくり〈担当課：こども家庭課〉

本市では、沖縄県の補助事業を活用した子どもの貧困対策事業の一環として「子どもの居場所運営事業」を実施し、令和6年度現在、「子どもホッ！とステーション」を4か所（拠点型1か所・従来型3か所）設置しています。

これらの子どもの居場所は、放課後から家庭へのつなぎの場所として、各居場所の機能に応じて、「食事の提供」「学習支援」「生活指導」「キャリア形成等支援活動」「ソーシャルワーク」などを実施する居場所の運営を行い、健全な支援員による寄り添い支援により、子どもの心身の健康状態及び自己肯定感の向上を図ることを目的に実施しています。

また、若年妊産婦の居場所事業として1か所設置し、社会的に孤立困窮した若年妊産婦に居場所を提供し相談支援を行っています。

今後も開設済の居場所において上記の目的に則した運営を継続するとともに、市内に所在する法人や自治会、学校PTA等の地域主導の活動による新たな居場所づくりに対して支援を行い、地域で見守る子育て環境づくりに取り組みます。

第2部 各論

第3章 その他の子ども・子育て支援に係る推進施策

（３）特別な配慮を要する子どもの居場所づくり〈担当課：子育て支援課・健康福祉センター・障がい福祉課〉

地域の中で、すべての子どもが健やかに育つことができる環境を整えるために子どもの発達や子育てに関する「すこやか相談窓口」を設置し、相談の内容に応じて、切れ目のない支援を提供できる体制づくりを行っています。

特別な配慮を要する子どもに対しては、「石垣市障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、令和6年11月現在、「児童発達支援（9か所）」や「放課後等デイサービス（11か所）」等により、必要な療育や生活能力向上等のための指導・訓練等を行う通所サービスを提供しています。

加えて、子どもが必要とする支援を受けることができるよう、教育・保育施設における補助者や支援員の加配を実施し、すべての子どもが健やかに育つことができる居場所づくりに取組みます。

また、保護者が主体的に子育てに取り組めるよう、親子にとって重要な期間となる乳幼児期の子育て支援に取り組み、適切な親子の関係性構築につながる居場所づくりに努めます。

（４）安心・安全な子どもの居場所づくり〈担当課：子育て支援課・道路・施設課〉

子どもたちが全身を力いっぱい動かして遊ぶことができる公園は、元気で健やかに成長していく上で重要な役割を担っています。石垣市中央運動公園やサッカーパークあかんま、住区基幹公園等の施設において、定期的な草刈り、遊具やトイレの修繕、危険木の剪定、スポーツ施設の改修など危険箇所を発見した際の速やかな改善・維持管理により、安心・安全な子どもの居場所づくりに努めます。

（５）地域（結い）の力を活かした子どもの居場所づくり〈担当課：子育て支援課〉

地域社会の変容や家族形態等が変化するなかで、支援を必要とする市民一人ひとりのニーズに応じて適切な支援を提供していく「地域づくり」が必要とされています。地域にある既存施設や人材を有効に活用し、地域の実情や特性に応じた子どもの居場所づくりに取組みます。

第4章 計画の推進

1. 計画の進行管理

本計画に示した各種施策・事業について、年度ごとに進捗状況を整理し、庁内において点検・評価を行います。また、その結果を「石垣市子ども・子育て会議」に報告し、確認いただくとともに、計画推進にあたっての意見・助言等をいただきながら計画を推進していきます。

なお、計画の進捗状況に応じて、令和9年度を目途に中間見直しを行います。

2. 計画の推進のための各主体の役割

本計画を推進し、計画の基本理念「生まりどう宝（子宝こそ第一） ふあーまー（子・孫）元気 結い（地域）で子育て」を実現するためには、家庭をはじめ、地域や企業・事業所、行政等のさまざまな主体が、それぞれの役割を果たしながら、協働して取り組むことが必要です。

本項では、計画推進に特に関連の深い主体ごとに、期待される役割を整理しました。

これらを参考にしながら、主体ごとの取組を進め、社会全体で協働して、子ども・子育てにやさしいまちづくりの実現を目指しましょう。

図表－3 《各主体に期待される役割》

家庭	● 男女がともに協力して子育てに関わり、子育ての喜びや責任を分かち合いましょう。 ● 働く保護者は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を大切にしましょう。
地域 (市民や地域団体等)	● 市民一人ひとりが子育てに対する理解と関心を深め、子どもの育ちや子育てに協力し、地域（結い）で子育てを支えましょう。 ● 民生委員・児童委員やボランティア等の地域団体は、行政では行き届かないきめ細やかな活動を行うことができます。このような特性を活かして子育て支援に取り組みましょう。
企業・事業所	● 男女とも多様な働き方が選択でき、子育てと仕事の両立に理解ある職場づくりに取り組みましょう。 ● 労働者一人ひとりのライフステージにあわせて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる雇用環境づくりに取り組みましょう。
教育・保育等サービス事業者 (教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の事業者)	● 利用者本位の質の高いサービスの提供に取り組みましょう。
行政（石垣市）	● 本計画及び関連計画を着実に実施し、本市の子ども・子育て支援及び次世代育成支援の充実を図ります。 ● 家庭や地域、企業・事業所等に対して、子ども・子育て支援及び次世代育成支援の重要性を啓発し、各主体と連携・協働して取組を推進していきます。

資料編

1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

1) 石垣市の子ども・子育てを取り巻く状況（各種統計等）

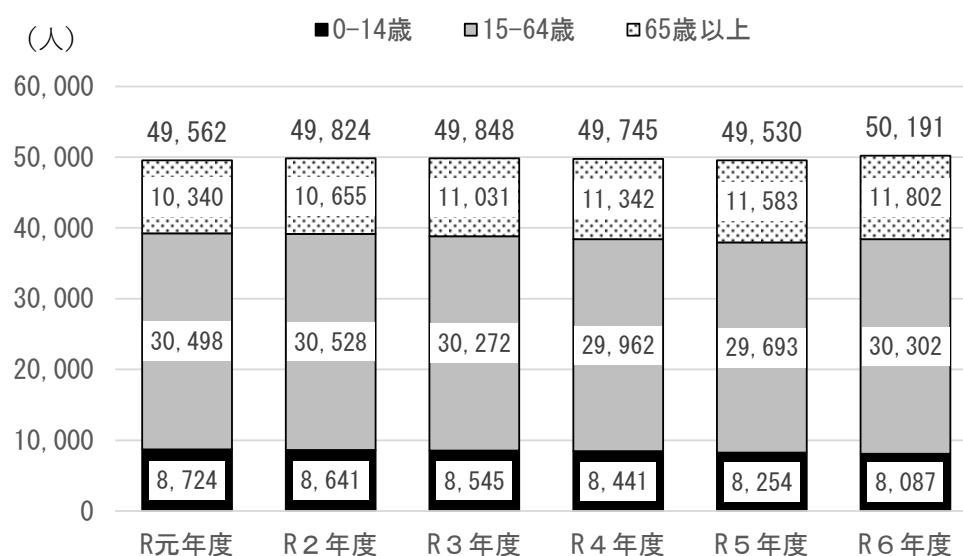
（1）人口の状況

①総人口

本市の総人口は、令和元年度以降、49,500 人～50,200 人の間で増減しており、14 歳以下の年少人口は 8,700 人程度から 8,100 人程度まで減少している。

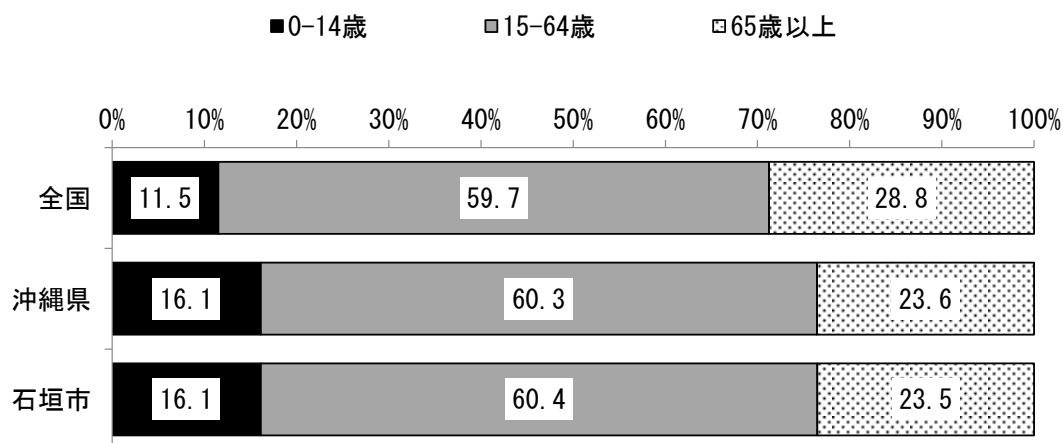
年齢 3 区分別人口の構成比（令和 6 年 1 月時点）でみると、本市は、沖縄県と同様に、全国に比べて 14 歳以下の年少人口の割合が 5 ポイント程度高く、16.1%となっている。

図表－1 年齢 3 区分別人口の推移



資料／住民基本台帳

図表－2 年齢 3 区分別人口構成比の国・県比較（令和 6 年 1 月時点）



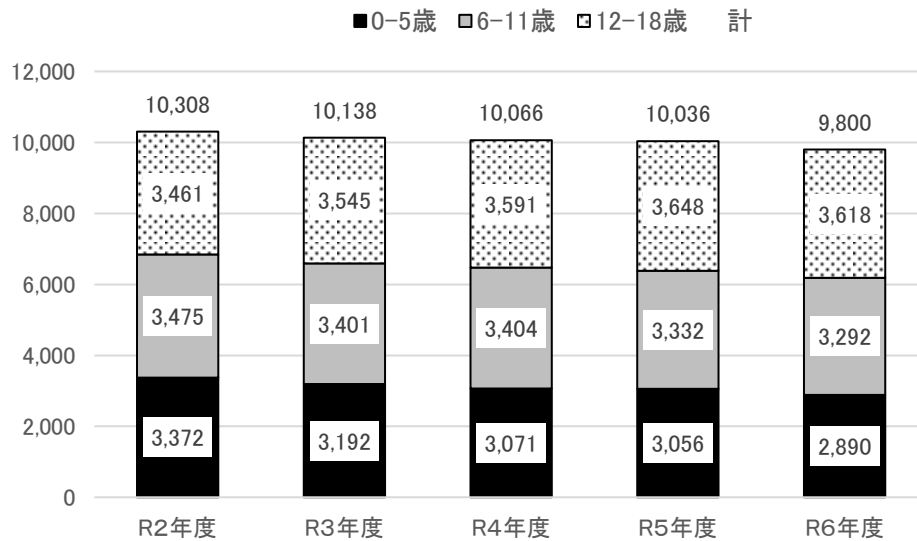
資料／住民基本台帳

②児童人口

本市の18歳未満の人口は、令和元年度以降一貫して減少しており、令和6年度は9,800人となっている。年齢別の内訳をみると、0～5歳、6～11歳の児童は減少傾向にあり、特に0～5歳は令和2年度から約480人の減少がみられる。

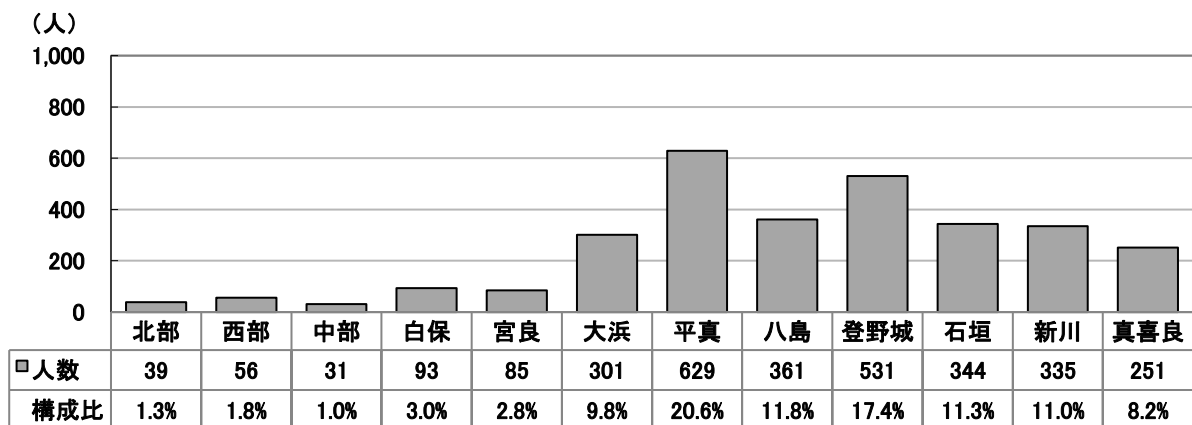
就学前児童の地区別の分布状況をみると、平真や登野城をはじめ、八島、石垣、新川、大浜、真喜良といった南部（市街地）に全体の9割以上が集中している。

図表－3 児童人口（18歳未満）の推移



資料／住民基本台帳

図表－4 地区別就学前児童人口（令和5年度）

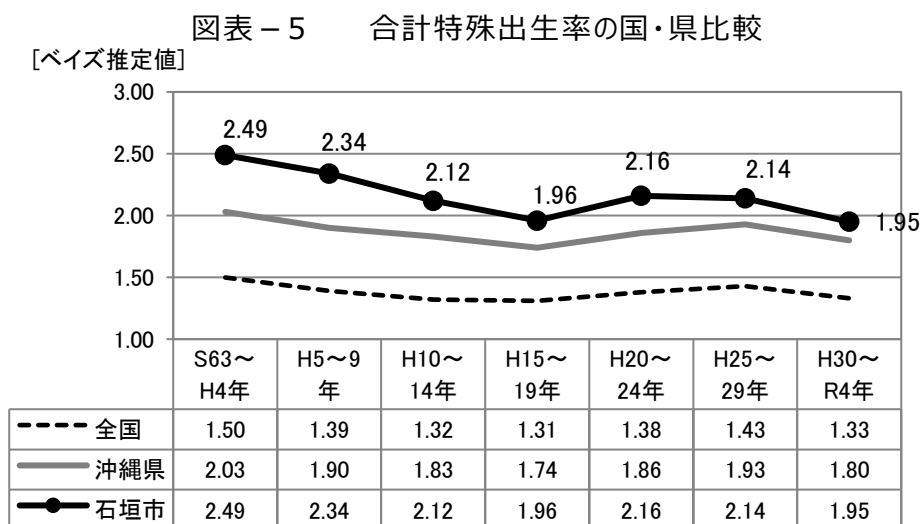


資料／住民基本台帳

③出生の状況

合計特殊出生率について長期推移でみると、本市は一貫して全国・沖縄県より高い水準で推移しており、国の統計における最新値（H30～R4年）は1.33に対して本市は1.95と上回っている。また、長期推移では県と同様に増減しながらも低下傾向にあり、特に最新値では県との差が小さくなっている。

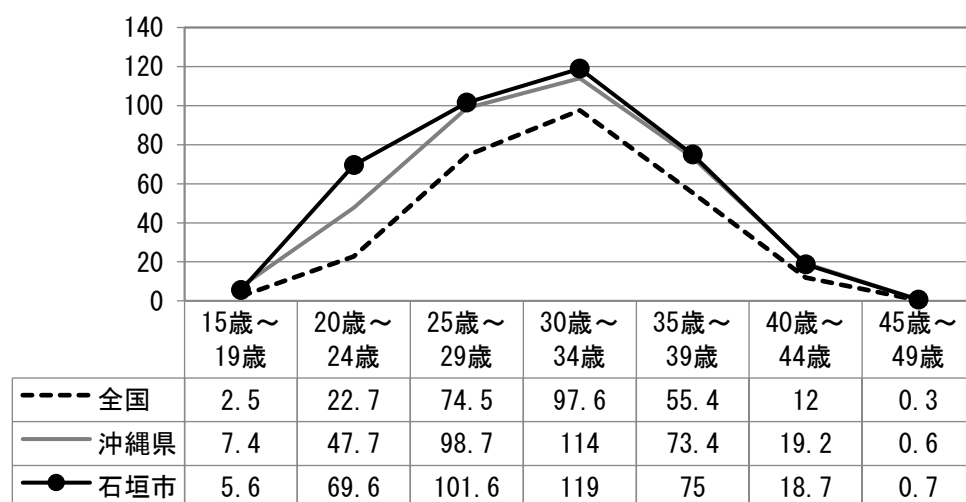
また、母親の年齢階級別出生率（女性人口千対）を全国・沖縄県と比較すると、本市は20～24歳の若い年齢層での出生率が国・県に比べて高いという特徴が見られる。



資料／平成30年～令和4年人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

図表－6 母親の年齢階級別出生率（女性人口千対）の国・県比較

（女性人口千対[ベイズ推定値]）

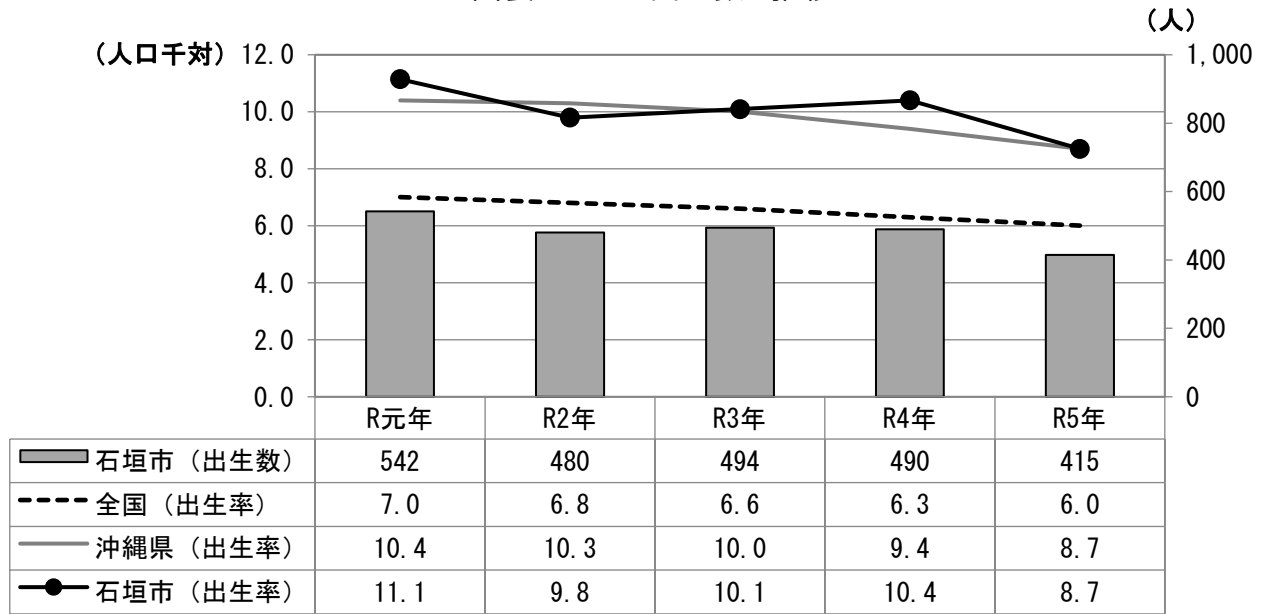


資料／平成30年～令和4年人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

令和元年以降の出生数・出生率の状況を見ると、本市の出生率（人口千対）は全国を2～4ポイント程度上回り、沖縄県とほぼ同水準の10ポイント前後で推移しているが、出生数自体は令和元年以降、減少傾向にあり、令和5年は415人となっている。

また、母親の年齢階級別に出生数内訳をみると、30代前半での出産が全体の3割強を占めて最も割合が高くなっている。

図表－7 出生数の推移



資料／人口動態統計

図表－8 母親の年齢階級別出生数の推移

母親 年齢階級	H30年		R元年		R2年		R3年		R4年	
	出生数	構成比	出生数	構成比	出生数	構成比	出生数	構成比	出生数	構成比
15歳～19歳	6	1.1%	10	1.8%	2	0.4%	3	0.6%	3	0.6%
20歳～24歳	59	11.0%	63	11.6%	51	10.6%	51	10.3%	40	8.2%
25歳～29歳	118	21.9%	109	20.1%	110	22.9%	126	25.5%	116	23.7%
30歳～34歳	183	34.0%	196	36.2%	150	31.3%	156	31.6%	164	33.5%
35歳～39歳	134	24.9%	135	24.9%	137	28.5%	130	26.3%	127	25.9%
40歳～44歳	38	7.1%	28	5.2%	28	5.8%	27	5.5%	38	7.8%
45歳～49歳	0	0.0%	1	0.2%	2	0.4%	1	0.2%	2	0.4%

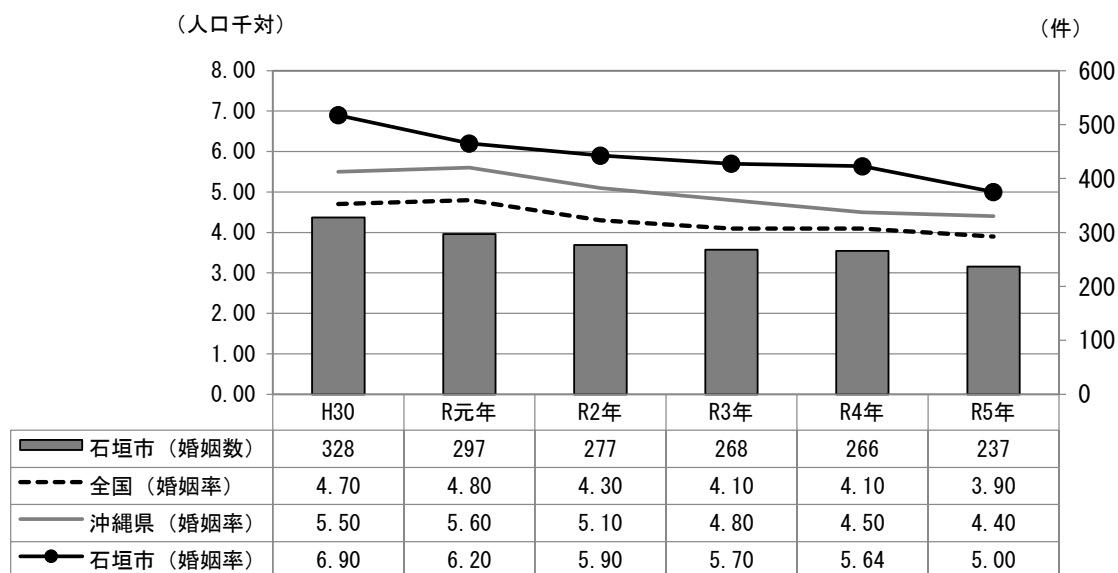
資料／人口動態統計

(2) 婚姻・離婚の状況

① 婚姻

本市の婚姻件数は、平成 30 年以降減少が続いており、令和 5 年は 237 件となっている。婚姻率（人口千対）は令和 5 年で 5.00 と、全国（3.90）及び沖縄県（4.40）に比べて高く、平成 30 年以降、一貫して全国・県より高い水準で推移している。

図表－9 婚姻件数・婚姻率の推移

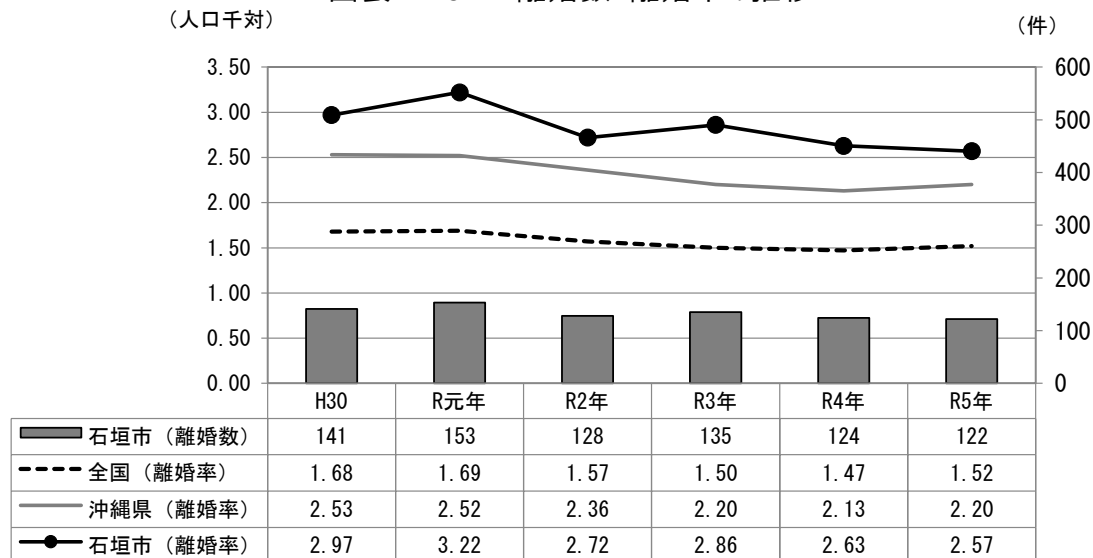


資料／人口動態統計

② 離婚

本市の離婚件数は、平成 30 年以降減少傾向にあり、令和 5 年は 122 件となっている。離婚率（人口千対）は令和 5 年で 2.57 と、全国（1.52）及び沖縄県（2.20）に比べて高く、平成 30 年以降、一貫して全国・県より高い水準で推移している。

図表－10 離婚数・離婚率の推移



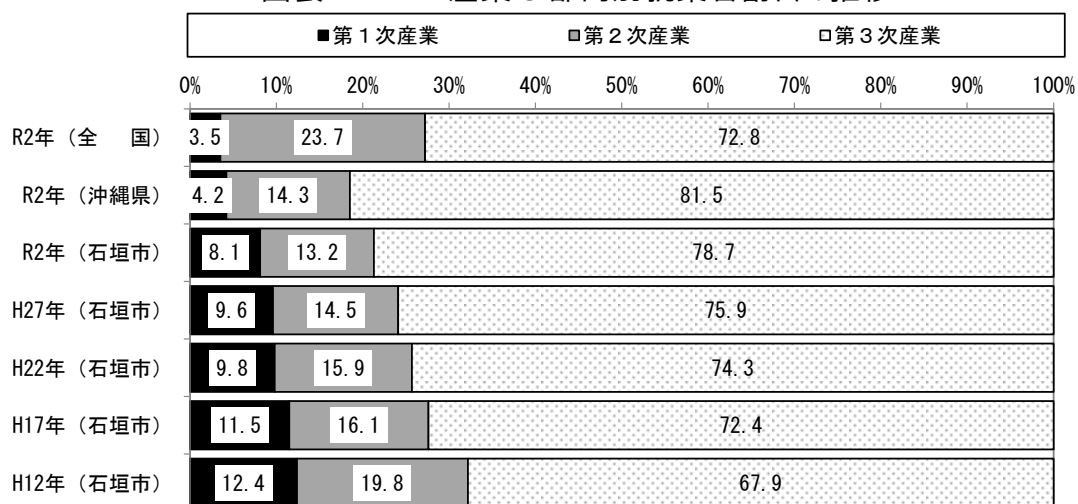
資料／人口動態統計

（３）就労の状況

①産業構造（産業別就業状況）

本市の就業者の割合を産業３分類別にみると、令和２年時点で第１次産業：８.１％、第２次産業：１３.２％、第３次産業：７８.７％となっている。平成１２年以降の推移をみると、第１次、第２次産業の割合が低下し、観光産業等のサービス業を含む第３次産業が上昇している。

図表－１１ 産業３部門別就業者割合の推移



資料／令和２年国勢調査

就業者の職業構成（産業大分類）をみると、本市では、男性は建設業（１２.３％）、公務（１０.４％）、宿泊業・飲食サービス業（１０.３％）、卸売業・小売業（１０.０％）、女性は医療・福祉（２１.５％）、卸売業・小売業（１６.１％）、宿泊業・飲食サービス業（１５.３％）の順で割合が高い。

また、全国・沖縄県に比べて、男女とも、宿泊業・飲食サービス業や農業・林業、公務の割合が高い。

図表－12 15～49歳産業大分類別就業者割合（令和2年）

（％）

	男性		
	石垣市	沖縄県	全国
A 農業，林業	9.0	4.9	3.5
B 漁業	1.7	0.7	0.3
C 鉱業，採石業，砂利採取業	0.1	0.1	0.1
D 建設業	12.3	14.3	10.9
E 製造業	4.6	5.2	19.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.8	0.8	0.7
G 情報通信業	1.1	3.0	4.4
H 運輸業，郵便業	7.1	6.6	7.7
I 卸売業，小売業	10.0	12.3	13.1
J 金融業，保険業	0.4	1.5	1.9
K 不動産業，物品賃貸業	2.5	2.7	2.3
L 学術研究，専門・技術サービス業	3.9	3.8	4.2
M 宿泊業，飲食サービス業	10.3	6.4	3.7
N 生活関連サービス業，娯楽業	4.0	3.1	2.5
O 教育，学習支援業	3.9	4.3	3.7
P 医療，福祉	5.8	8.1	5.9
Q 複合サービス事業	1.1	1.0	0.8
R サービス業（他に分類されないもの）	6.1	9.1	7.2
S 公務（他に分類されるものを除く）	10.4	8.0	4.5
T 分類不能の産業	5.0	4.1	2.9

（％）

	女性		
	石垣市	沖縄県	全国
A 農業，林業	4.1	2.1	2.8
B 漁業	0.2	0.1	0.1
C 鉱業，採石業，砂利採取業	0.0	0.0	0.0
D 建設業	2.9	2.8	2.8
E 製造業	4.4	4.0	10.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.2	0.2	0.2
G 情報通信業	0.7	1.9	2.2
H 運輸業，郵便業	2.0	1.9	2.7
I 卸売業，小売業	16.1	16.3	17.9
J 金融業，保険業	1.3	2.4	3.0
K 不動産業，物品賃貸業	1.9	1.9	2.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	2.4	2.5	3.0
M 宿泊業，飲食サービス業	15.3	10.1	7.4
N 生活関連サービス業，娯楽業	5.4	4.6	4.6
O 教育，学習支援業	6.7	7.7	6.4
P 医療，福祉	21.5	24.5	22.1
Q 複合サービス事業	0.9	0.7	0.7
R サービス業（他に分類されないもの）	4.9	8.1	5.9
S 公務（他に分類されるものを除く）	5.0	4.1	2.4
T 分類不能の産業	4.0	3.9	3.2

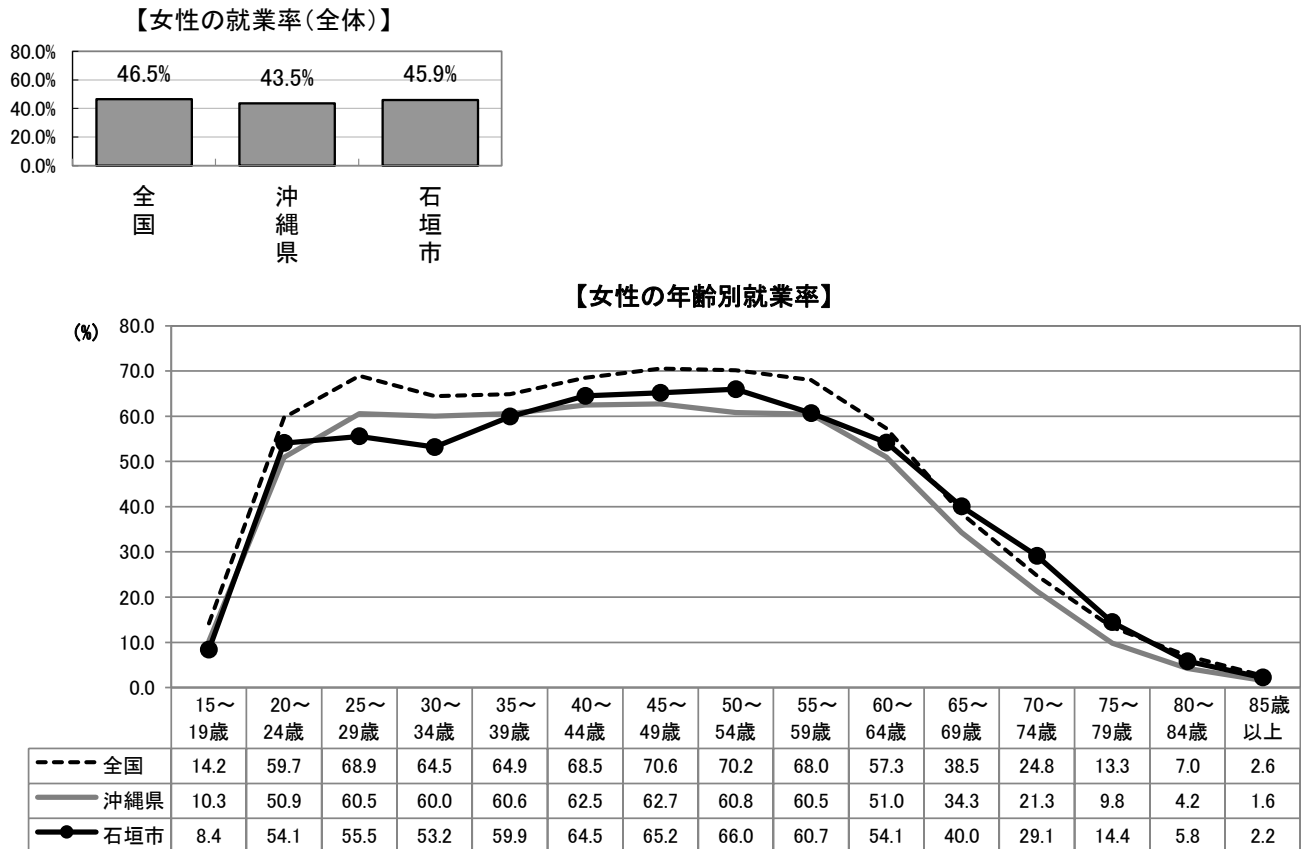
資料／令和2年国勢調査

②女性の就業状況

令和２年国勢調査における本市の女性の就業率（全体）は45.9%で、全国（46.5%）より0.6ポイント低く、沖縄県（43.5%）より2.4ポイント高くなっている。

年齢別就業率では、20代後半～30代で全国・沖縄県を下回っており、特に30代前半が最も低くなっている。全国・県と比べて、女性の就業率が30歳前後の結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」の傾向がみられる。

図表－13 女性の就業率の国・県比率（令和２年）



資料／令和２年国勢調査

（４）子ども・子育て関連施策の状況（第２期事業計画の進捗状況等）

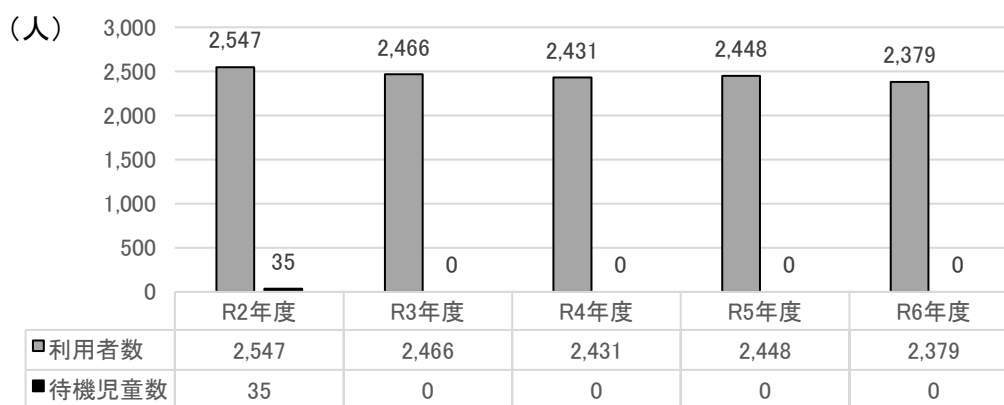
①教育・保育

ア）保育所等の利用状況

令和２年度から令和６年度の保育所等の利用状況の推移をみると、保育所等の利用者数は、就学前児童（０歳～５歳）も減少していることから、利用者数も減少傾向にあり、令和６年度は２,３００人台となっており、令和２年度から約１５０人、減少している。

待機児童については、令和２年度は３５人であったが、定員拡大等、教育・保育の提供体制整備により、令和３年度以降は、待機児童０人となっている。

図表－１４ 保育所等の利用者数・待機児童数等の推移



資料／子育て支援課

イ) 教育・保育施設の状況

教育・保育施設については、第1期事業計画、第2期事業計画及び平成29年9月策定の「石垣市立幼稚園及び保育所の今後のあり方について（市の方針）」に基づき、公立幼稚園・保育所の幼保連携型認定こども園への移行等の取組を進めており、令和4年度には、幼保連携型認定こども園は9施設となっている。

図表－15 教育・保育施設数の推移

			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
幼稚園	公立	施設数	12	12	11	11	10
		定員数	435	435	410	410	385
	私立	施設数	1	1	1	1	1
		定員数	140	140	140	140	140
	計	施設数	13	13	12	12	11
		定員数	575	575	550	550	525
認可保育園	公立	施設数	3	3	2	2	2
		定員数	180	180	150	150	150
	私立	施設数	20	19	19	19	19
		定員数	1490	1440	1440	1445	1445
	計	施設数	23	22	21	21	21
		定員数	1,670	1,620	1,590	1,595	1,595
幼稚園型 認定こども園	公立	施設数	0	0	0	0	0
		定員数	0	0	0	0	0
幼保連携型 認定こども園	公立	施設数	4	4	5	5	5
		定員数	312	312	392	392	392
	私立	施設数	2	3	4	4	4
		定員数	155	250	385	385	385
	計	施設数	6	7	9	9	9
		定員数	467	562	777	777	777
小規模保育事業	私立	施設数	12	14	15	15	15
		定員数	215	251	269	269	269
事業所内保育事業	私立	施設数	3	3	3	3	3
		定員数	102	102	102	102	102

資料／子育て支援課

ウ) 第2期事業計画の進捗状況

教育・保育について、第2期事業計画での見込み量と実績値を比較すると、1号認定は、概ね計画に近い水準で推移しているが、幼稚園の休園等に伴い、利用割合は減少傾向となっている。一方で、2号認定の利用割合は増加傾向にあり、前述の通り、令和4年度には、幼保連携型認定こども園の施設数は9施設となっている。

3号認定については、計画に近い水準で推移しており、利用者数に着目すると、減少傾向にある。

図表－16 第2期事業計画見込み量に対する実績（教育・保育）

■ 1号認定（認定こども園+幼稚園）

	単位	年齢	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画 (a)	人	3歳～5歳	207	202	199	194	189
実績 (b)	人	3歳～5歳	208	210	175	184	163
計画比 (b/a)	人	3歳～5歳	100.5%	104.0%	87.9%	94.8%	86.2%

■ 2号認定（認定こども園+保育所）

	単位	年齢	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画 (a)	人	3歳～5歳	1,422	1393	1365	1335	1302
実績 (b)	人	3歳～5歳	1,370	1360	1341	1386	1315
計画比 (b/a)	人	3歳～5歳	96.3%	97.6%	98.2%	103.8%	101.0%

■ 3号認定（保育所+地域型保育事業）

	単位	年齢	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画 (a)	人	0歳	272	267	264	259	255
		1歳～2歳	932	906	871	859	846
		計	1,204	1173	1135	1118	1101
実績 (b)	人	0歳	285	268	302	276	254
		1歳～2歳	870	830	779	797	820
		計	1,155	1098	1081	1073	1074
計画比 (b/a)	人	0歳	104.8%	100.4%	114.4%	106.6%	99.6%
		1歳～2歳	93.3%	91.6%	89.4%	92.8%	96.9%
		計	95.9%	93.6%	95.2%	96.0%	97.5%

資料／子育て支援課

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業計画について、第２期事業計画での見込み量と実績値を比較した結果は下表のとおりである。

第２期事業計画期間において、計画を上回る利用があった事業は、時間外保育事業や放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業の５事業であり、第１期事業計画期間の４事業を上回った。

図表－１７ 第２期事業計画見込み量に対する実績（地域子ども・子育て支援事業）

事業区分		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
時間外保育事業	計画	人	306	320	333	420	420
	実績	人	355	411	323	335	335
	計画比	人	116.0%	128.4%	97.0%	79.8%	79.8%
放課後児童健全育成事業	計画	人	516	507	510	680	668
	実績	人	443	509	535	654	658
	計画比	人	85.9%	100.4%	104.9%	96.2%	98.5%
子育て短期支援事業（ショートステイ）	計画	人	93	91	89	87	85
	実績	人	0	4	38	29	50
	計画比	人	0.0%	4.4%	42.7%	33.3%	58.8%
地域子育て支援拠点事業	計画	人回	2,810	2,742	2,659	2,956	2,956
	実績	人回	3,459	2,749	2,596	4,825	4,270
	計画比	人回	123.1%	100.3%	97.6%	163.2%	144.5%
一時預かり事業（幼稚園型以外）	計画	人日	1,997	1,951	1,901	1,701	1,701
	実績	人日	386	648	951	671	689
	計画比	人日	19.3%	33.2%	50.0%	39.4%	40.5%
病児保育事業、 子育て援助支援活動事業	計画	人日	1,760	1,720	1,670	1,640	1,610
	実績	人日	27	11	6	12	24
	計画比	人日	1.5%	0.6%	0.4%	0.7%	1.5%
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業[就学児]）	計画	人日	344	335	334	328	324
	実績	人日	159	124	109	73	72
	計画比	人日	46.2%	37.0%	32.6%	22.3%	22.2%
利用者支援事業	計画	か所	1	2	2	7	7
	実績	か所	1	1	2	6	7
	計画比	か所	100.0%	50.0%	100.0%	85.7%	100.0%
妊婦健康診査事業	計画	人	516	507	501	492	483
	実績	人	547	508	779	695	420
	計画比	人	106.0%	100.2%	155.5%	141.3%	87.0%
乳児家庭全戸訪問事業	計画	人	516	507	501	492	483
	実績	人	567	552	452	457	420
	計画比	人	109.9%	108.9%	90.2%	92.9%	87.0%
養育支援訪問事業	計画	人	46	47	48	48	49
	実績	人	14	7	7	12	15
	計画比	人	30.4%	14.9%	14.6%	25.0%	30.6%

資料／子育て支援課

③その他の事業

【石垣市子どもセンター】

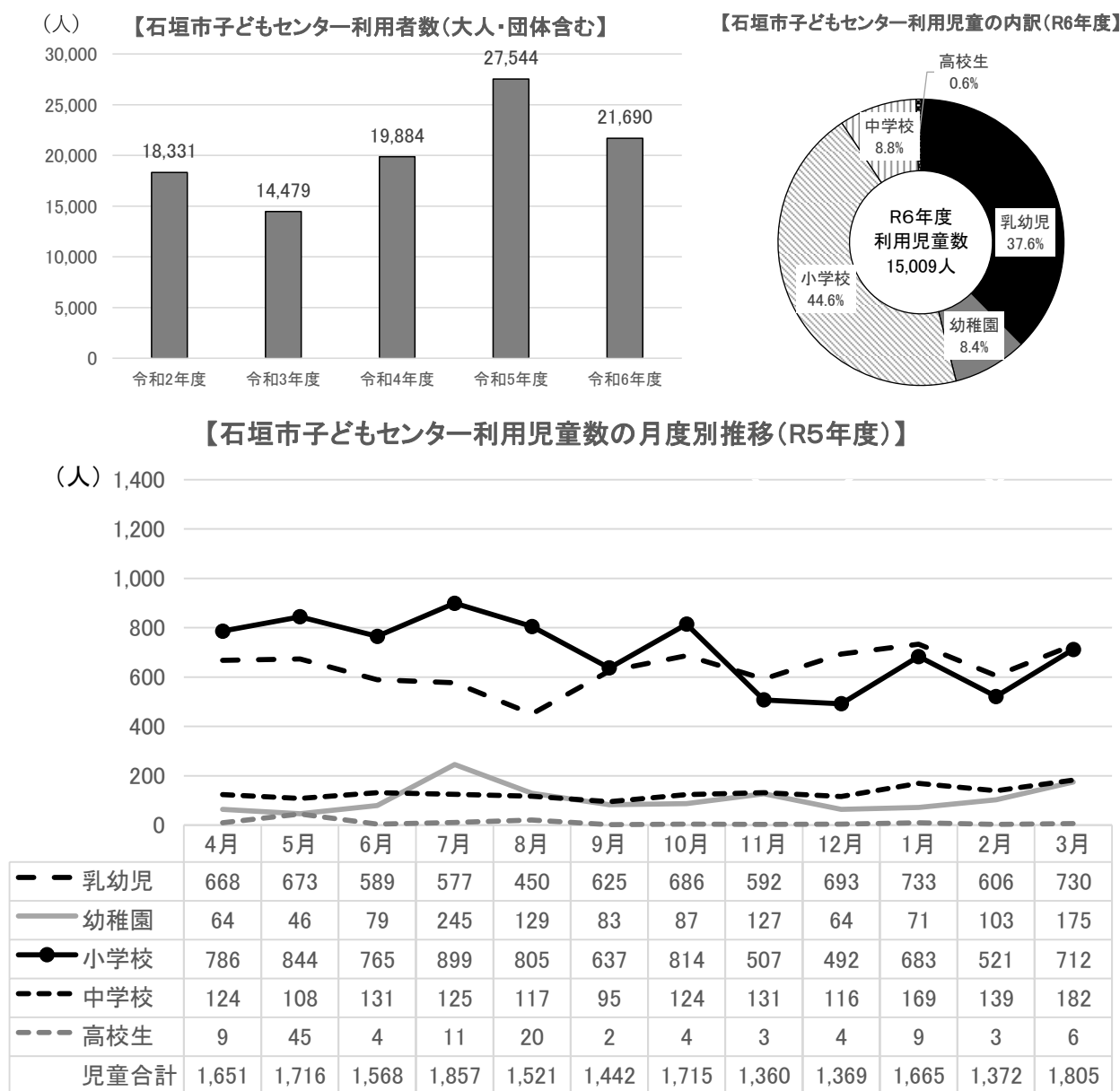
石垣市こどもセンターの利用者数（大人・団体含む）は、直近2年間で20,000人（延べ）を超えて利用されている。

このうち、児童（乳幼児～高校生）の利用内訳をみると、就学前児童46.0%（乳幼児：37.6%+幼稚園：8.4%）、小学生44.6%となっており、小学生以下の利用が主となっている。

月度別の利用児童数の推移をみると、春休み（3月）、夏休み（7月）の利用がともに1,800人を超えて多くっており、放課後の子どもの居場所に加え、長期休み期間の居場所となっている。

図表－18 石垣市子どもセンターの利用状況

※令和6年度は12月までの実績値



資料／子育て支援課

【石垣市とのすく児童館】

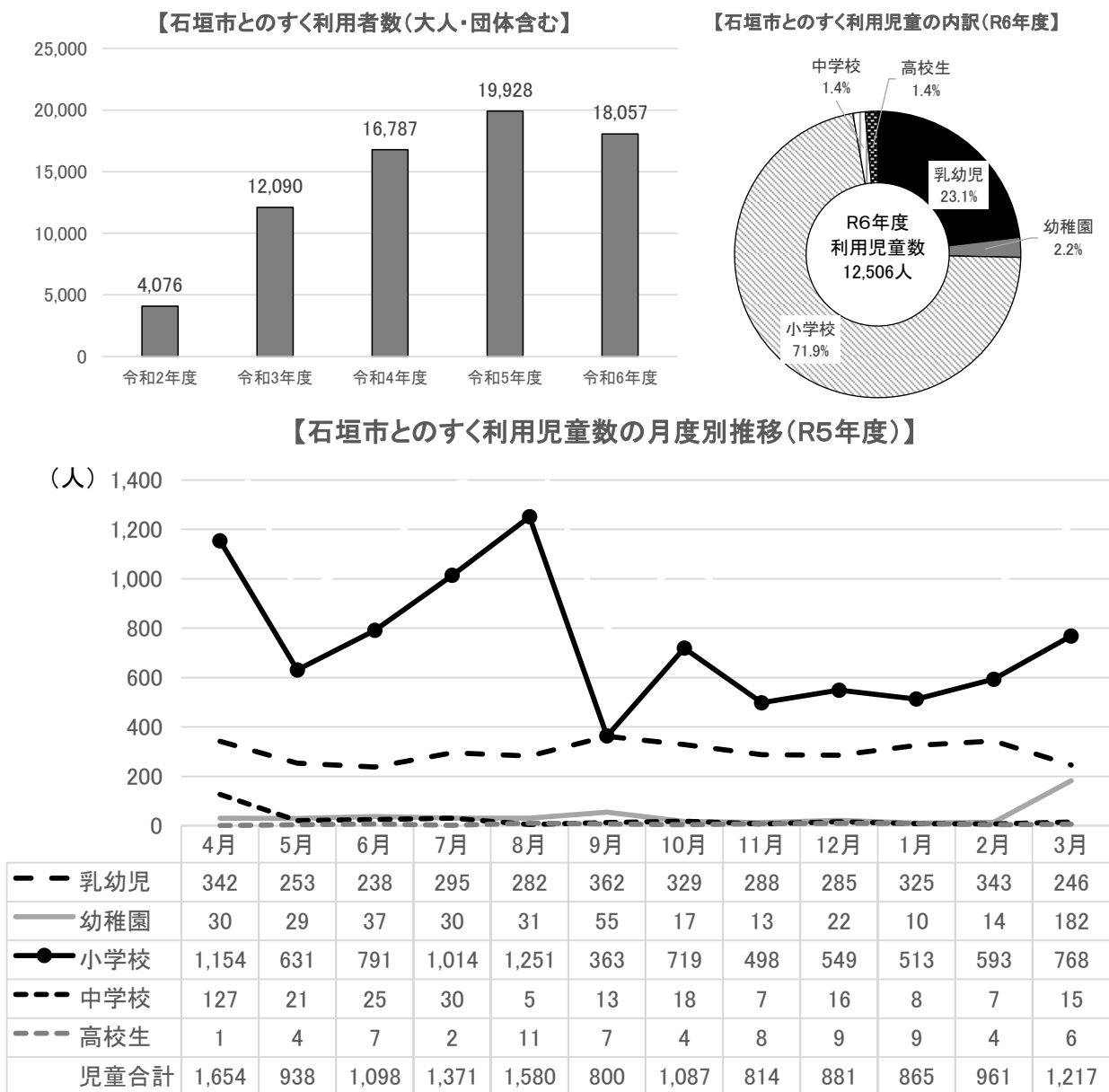
石垣市とのすく児童館の利用者数（大人・団体含む）は、直近2年間で18,000人（延べ）を超えて利用されており、利用者数の推移をみても増加傾向にある。

このうち、児童（乳幼児～高校生）の利用内訳をみると、小学生71.9%となっており、小学生の利用が大半を占めている。

月度別の利用児童数の推移をみると、石垣市子どもセンターと同様に、春休み（3月・4月）、夏休み（7月・8月）の長期休みの利用が多くなっている。

図表－19 とのすく児童館の利用状況

※令和6年度は12月までの実績値



2) 第3期石垣市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

(1) 調査の概要

第3期石垣市子ども・子育て支援事業計画を策定する際の基礎資料として、本市の子育て中の保護者の子育てに関する実態や意識、及びサービス提供事業者等の現状・課題を把握することを目的としてニーズ調査等を実施した。

図表－20 ニーズ調査の概要

	就学前児童保護者用 調査	小学生保護者用 調査	中学生保護者用 調査
調査対象	就学前児童 (0歳～小学校入学前) の保護者	小学1～6年生 の保護者	中学1～3年生 の保護者
標本数 (※)	3,401人 (全児童)	3,375人 (全児童)	1,725人 (全児童)
調査方法	郵送配布・回収	郵送配布・回収	郵送配布・回収
有効回収数 (有効回収率)	1,688人(49.6%)	1,718人(50.9%)	995人(57.7%)
調査期間	令和5年11月27日(月)～令和6年2月5日(月)		

図表－21 関係団体等ヒアリング調査の概要

調査対象	①八重山私立保育園連盟 ②認定こども園(2園) ③小規模保育事業所協議会 ④企業主導型保育所(2園) ⑤石垣市学童保育連絡協議会 ⑥ファミリー・サポート・センター
調査方法	上記の①～⑥の団体毎にヒアリングを実施
ヒアリング内容	・現在のサービス提供の状況、及び今後の事業展開の方向性や課題 ・行政との連携や望む支援 ・石垣市の子ども・子育て支援全般について
調査期間	令和5年10月16日～17日

(2) 子育て家庭の状況

① 回答者の基本属性

- 世帯の子どもの人数は、就学前児童では「2人」、小学生・中学生では「3人」の割合が今回・前回調査ともに最も高い。
- 調査の回答者は、今回・前回調査ともに、就学前児童・小学生・中学生いずれにおいても「母親」が8～9割前後と大半を占めており、前回調査より「父親」の割合がやや高くなっている。
- 調査の回答者の配偶関係では、「配偶者はいない」（ひとり親）の割合が年齢とともに高まり、今回・前回調査ともに、中学生では2割を超えている。
- 子どもの主な保育者（子育てを主に行っている人）は、就学前児童・小学生・中学生いずれにおいても「父母ともに」が6割前後と最も割合が高く、「主に母親」が3割前後で続いている。

図表－22 回答者の基本属性（子どもの人数、調査の回答者、配偶関係）（％）

【子どもの人数】									
		(n 調査数)	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	
就学前児童	今回 (R5)	1688	29.0	38.0	22.0	7.7	3.1	0.2	
	前回 (H30)	2871	20.4	35.5	27.3	10.7	4.4	1.6	
小学生	今回 (R5)	1718	16.6	30.6	32.5	12.7	5.9	1.6	
	前回 (H30)	2570	10.5	30.0	35.1	15.6	7.9	0.8	
中学生	今回 (R5)	995	15.6	29.5	32.1	14.3	7.6	0.9	
	前回 (H30)	1037	10.7	27.4	31.4	17.1	8.6	4.8	

【調査の回答者】							【調査の回答者の配偶関係】					
		(n 調査数)	母親	父親	その他	無回答			(n 調査数)	配偶者がいる	配偶者はいない	無回答
就学前児童	今回 (R5)	1688	82.6	15.8	0.3	1.4	就学前児童	今回 (R5)	1688	92.1	6.4	1.5
	前回 (H30)	2871	90.6	7.9	0.3	1.1		前回 (H30)	2871	90.2	9.5	0.3
小学生	今回 (R5)	1718	82.5	14.1	1.2	2.2	小学生	今回 (R5)	1718	81.0	17.3	1.7
	前回 (H30)	2570	89.0	10.0	0.4	0.5		前回 (H30)	2570	83.0	16.7	0.3
中学生	今回 (R5)	995	81.7	14.3	1.9	2.1	中学生	今回 (R5)	995	75.8	22.1	2.1
	前回 (H30)	1037	82.9	11.3	1.4	4.3		前回 (H30)	1037	72.3	22.6	5.1

図表－23 主な保育者（子育てを主に行っている人）（％）

		(n 調査数)	父母ともに	主に母親	主に父親	主に祖父母	その他	無回答
就学前児童	今回 (R5)	1688	67.8	28.9	1.1	0.5	0.4	1.4
	前回 (H30)	2871	66.8	30.4	0.8	0.6	0.3	1.1
小学生	今回 (R5)	1718	62.9	30.6	2.7	0.6	1.0	2.2
	前回 (H30)	2570	63.9	32.0	2.0	1.1	0.6	0.4
中学生	今回 (R5)	995	56.9	35.5	3.2	1.7	0.6	2.1
	前回 (H30)	1037	57.2	32.7	3.3	2.0	0.5	4.3

（３）子どもの育ちをめぐる環境について

①子どもをみてもらえる人の状況

- 子どもをみてもらえる親族や友人・知人の有無については、前回・今回調査ともに緊急時等の際や日常的に祖父母等の親族にみてもらえるとの回答が就学前児童・小学生で３割弱～４割前後となっている。日常的に祖父母等の親族にみてもらえる割合は、就学前児童・小学生ともに前回調査からやや低くなっている。
- 一方で、「いずれもない」との回答では、就学前児童・小学生ともに１割を超えており、就学前児童（25.4％）では３割弱となっている。

図表－24 子どもをみてもらえる親族や友人・知人の有無〔複数回答〕（％）

		調査数（n）	日常的に祖父母等の親族にみ てもらえる	緊急時もしくは用事の際には 祖父母等の親族に みてもらえる	日常的に子どもをみてもらえ る友人・知人がいる	緊急時等の際には子どもをみ てもらえる友人・知人がいる	いずれもない	無回答
就学前児童	今回（R5）	1688	27.8	41.9	1.8	10.5	25.4	5.6
	前回（H30）	2871	28.6	47.1	1.5	9.7	18.5	7.0
小学生	今回（R5）	1718	29.0	42.6	3.6	13.4	19.6	5.9
	前回（H30）	2570	32.8	39.7	3.2	10.6	15.2	11.8

②子育ての相談や情報入手先

- 子育ての相談先については、就学前児童・小学生・中学生いずれにおいても「いる（ある）」が8割～9割前後と大半を占めている。また、今回調査では、前回調査より就学前児童・小学生・中学生いずれにおいても「いる（ある）」の割合がやや低くなっており、「いない（ない）」の割合はやや高くなっている。
- 具体的な相談先については、「祖父母等の親族」と「友人や知人」といった身近な親族・知人の割合が6～7割前後を占めている。その他の相談先では通園・通所先の「先生」が2割を超えており、特に就学前児童では3割を超えて高くなっている。また、就学前児童・小学生・中学生いずれにおいても、今回調査では前回調査より、「友人や知人」、「近所の人」、「児童館」、「民生委員・児童委員」等の割合はやや低くなっており、「かかりつけの医師」の割合はやや高くなっている。

図表－25 子育ての相談先（％）

【子育ての相談先の有無】

		調査数 (n)	いる (ある)	いない (ない)	無 回 答
就学前児童	今回 (R5)	1688	83.3	9.1	7.6
	前回 (H30)	2871	89.0	4.5	6.5
小学生	今回 (R5)	1718	83.3	10.5	6.2
	前回 (H30)	2570	87.8	5.6	6.6
中学生	今回 (R5)	995	87.1	8.3	4.5
	前回 (H30)	1037	92.8	6.1	1.2

【子育ての相談先】 [複数回答]

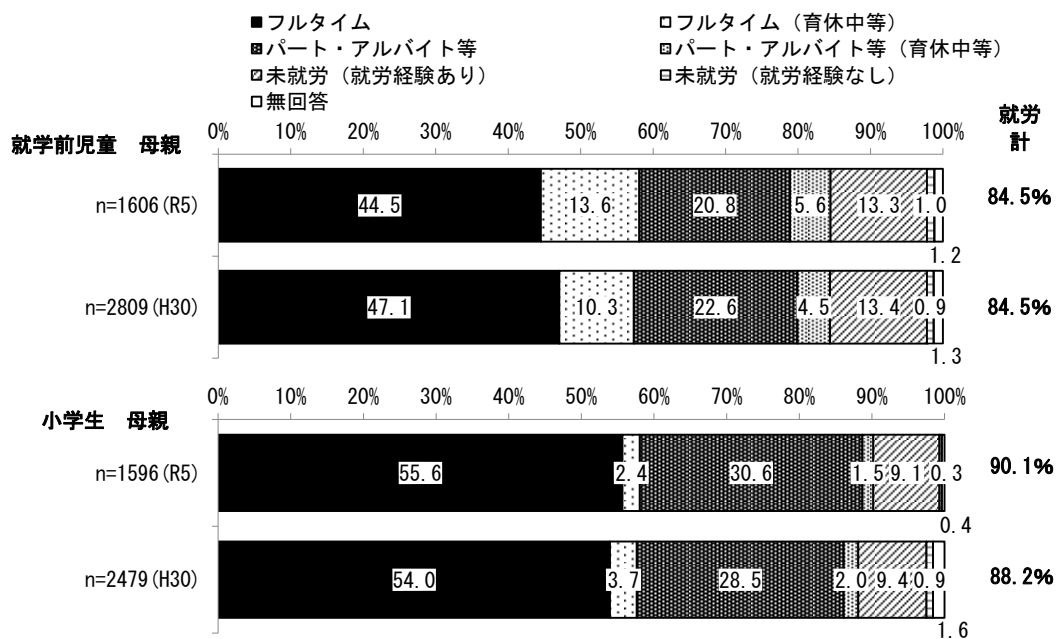
		調査数 (n)	祖 父 母 等 の 親 族	友 人 や 知 人	近 所 の 人	地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー (こ っ こ ー ま 等)	児 童 館 (子 ど も セ ン タ ー 、 と の す く)	保 健 所 ・ 健 康 福 祉 セ ン タ ー	健 康 福 祉 セ ン タ ー	保 育 所	ど も 園 等 ・ 幼 稚 園 ・ 学 校 の 先 生 ・ 認 定 こ	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員	か かり つ け の 医 師	窓 口 市 役 所 の 子 育 て 関 連 担 当	そ の 他	無 回 答
就学前児童	今回 (R5)	1406	76.0	67.7	7.0	4.6	2.1	4.6	—	—	37.1	0.1	13.7	1.1	3.6	0.8
	前回 (H30)	2554	77.5	74.6	8.3	3.7	2.2	—	2.1	0.9	35.2	0.4	8.3	0.5	3.0	0.3
小学生	今回 (R5)	1431	71.5	71.7	6.0	—	2.5	1.6	—	—	27.7	1.0	6.4	1.2	5.1	0.5
	前回 (H30)	2257	73.1	76.1	9.5	—	1.7	—	1.1	0.2	25.2	0.4	4.2	1.0	3.3	0.6
中学生	今回 (R5)	867	73.4	75.7	7.3	—	0.6	0.9	—	—	25.8	0.6	3.5	0.9	3.6	0.2
	前回 (H30)	962	71.1	77.0	9.3	—	1.2	—	0.8	0.3	24.6	0.7	2.1	1.4	3.1	0.8

(4) 保護者の就労状況（就学前児童・小学生）

① 保護者の就労状況

- 母親の就労状況をみると、就学前児童・小学生ともに前回調査に比べて就労状況の割合に大きな変化は見られず、就労している母親の割合（就労計）は、前回・今回調査において就学前児童・小学生ともに8割を超えている（就学前児童：84.5%（R5）（H30）、小学生：90.1%（R5）、88.2%（H30））。
- 子どもの年齢別にみると、0歳の母親の就労割合は7割台だが、1歳以降は全年代で8割を超え、小学1年生以降はほぼ9割が就労している。

図表－26 母親の就労状況



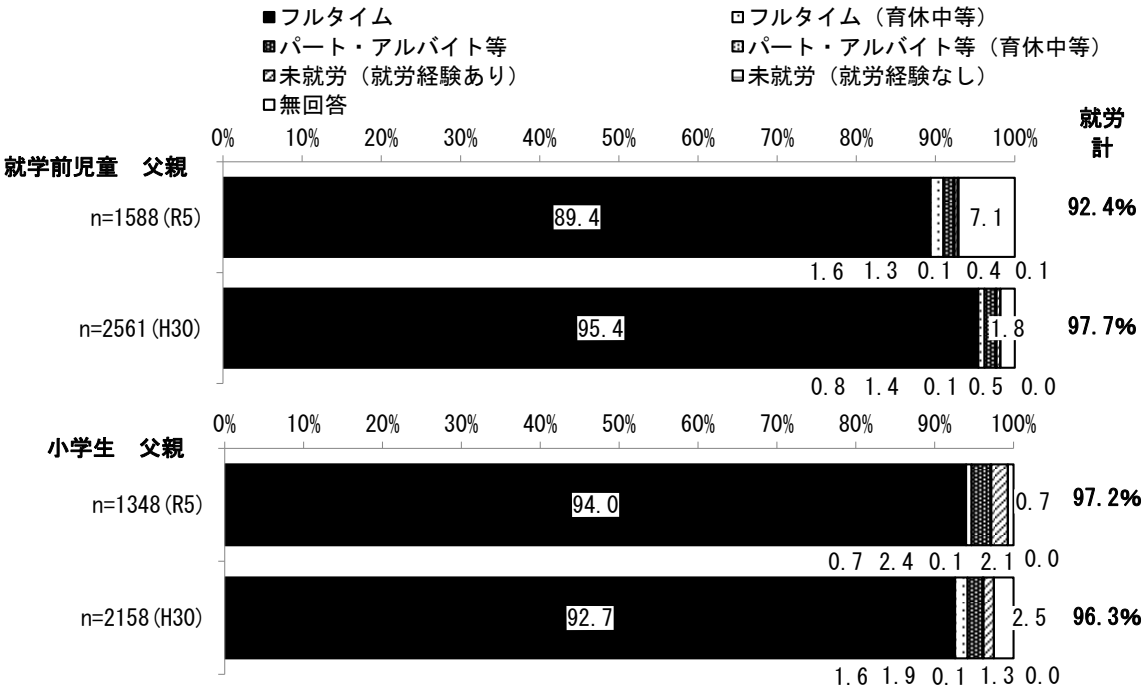
※就労計：「フルタイム」「フルタイム（育休中等）」「パート・アルバイト等」「パート・アルバイト等（育休中等）」の合計以下、父親も同様。

【就学前児童・小学生の年齢・学年別 母親の就労状況】(%)

		調査数 (n)	フルタイム	フルタイム (育休中等)	パート・アルバイト等	パート・アルバイト等 (育休中等)	未就労 (就労経験あり)	未就労 (就労経験なし)	無回答	就労計
就学前児童										
0歳	R5	363	24.2	32.0	9.9	8.3	22.3	2.5	0.8	74.4
	H30	545	28.8	23.3	17.4	7.7	20.7	1.5	0.6	77.2
1歳	R5	192	46.4	10.9	18.2	5.2	17.7	0.5	1.0	80.7
	H30	403	51.9	9.7	18.6	3.7	12.2	1.2	2.7	83.9
2歳	R5	209	48.8	12.4	23.4	6.2	8.6	0.0	0.5	90.8
	H30	442	48.2	9.7	24.4	6.3	10.6	0.5	0.2	88.6
3歳	R5	250	48.8	7.2	26.0	4.8	10.0	1.2	2.0	86.8
	H30	437	54.0	7.1	24.9	1.6	11.2	0.5	0.7	87.6
4歳	R5	277	54.9	7.9	22.4	5.1	8.7	0.0	1.1	90.3
	H30	480	53.3	6.3	21.7	4.0	11.9	0.4	2.5	85.3
5歳	R5	306	52.0	4.6	27.8	3.6	9.8	0.7	1.6	88.0
	H30	437	51.0	2.7	29.7	1.8	12.4	0.9	1.4	85.2
小学生										
1年生	R5	269	58.7	3.7	25.3	2.2	9.3	0.4	0.4	89.9
	H30	425	49.4	4.7	28.5	2.8	12.5	0.5	1.6	85.4
2年生	R5	282	53.9	3.5	30.9	1.4	9.6	0.4	0.4	89.7
	H30	450	52.2	3.3	30.2	2.4	9.8	0.7	1.3	88.1
3年生	R5	254	57.5	2.4	29.1	1.2	9.4	0.4	0.0	90.2
	H30	418	56.2	4.5	25.6	1.9	9.3	1.2	1.2	88.2
4年生	R5	263	58.6	3.4	27.8	0.8	8.7	0.4	0.4	90.6
	H30	439	54.2	3.2	30.3	1.4	9.1	1.1	0.7	89.1
5年生	R5	264	51.1	0.8	36.0	0.8	10.2	0.0	1.1	88.7
	H30	398	54.8	4.8	27.9	1.8	7.8	0.5	2.5	89.3
6年生	R5	248	52.8	0.8	35.9	2.0	8.1	0.0	0.4	91.5
	H30	344	58.1	1.5	27.9	1.5	7.3	1.5	2.3	89.0

- 一方、父親の就労状況は、就学前児童・小学生ともに「フルタイム」の就労者がほぼ9割と大半を占めている。前回調査から大きな変化は見られないが、就学前児童では、フルタイムの就労者の割合が6ポイント低くなっている。
- 父母別の就労状況をもとに家庭類型を整理すると、今回調査では「共働き（両方フルタイム）」「共働き（フルタイムとパート等）」「共働き（両方パート等）」を合わせた共働き家庭の割合が就学前児童・小学生ともに7割前後を占めている（就学前児童：73.4%、小学生：66.9%）。

図表－27 父親の就労状況



図表－28 家庭類型（%）

		調査数（n）	ひとり親	共働き（両方フルタイム）	共働き（フルタイムとパート等）	共働き（両方パート等）	一方のみ就労（フルタイムと未就労）	一方のみ就労（パート等と未就労）	その他	無回答
就学前児童	今回（R5）	1688	6.4	49.6	23.6	0.2	12.3	0.5	0.2	7.1
	前回（H30）	2871	9.5	48.3	24.3	0.5	12.9	0.4	0.1	4.0
小学生	今回（R5）	1718	17.3	41.4	24.8	0.7	7.8	0.3	0.5	7.2
	前回（H30）	2570	16.7	43.9	24.6	0.5	9.1	0.8	0.1	4.2

②保護者の就労日数・就労時間

- 就労している保護者の1週あたり就労日数（平均）は、就学前児童・小学生ともに、母親は5.0日／週、父親は5.4～5.5日／週と、父親の9割以上がフルタイム就労者であるため、父親のほうが0.5日程度多い。1日あたりの就労時間（平均）も、就学前児童・小学生ともに、母親は7時間台であるのに対して、父親では9時間台と、父親のほうが2時間程度長い。また、母親に比べて父親は長時間働いている人の割合が高く、父親の1割以上が1日あたり11時間以上働いている（就学前児童：15.1%、小学生：13.0%）。

図表－29 保護者の就労日数・就労時間

		調査数 (n)	1週あたり 就労日数 (平均)	1日あたり 就労時間 (平均)	1日あたり 就労時間が 11時間以上 の人の割合
就学前 児童	母親	1357	5.0日/週	7.6時間/日	2.7%
	フルタイム	715	5.2日/週	8.3時間/日	3.6%
	パート・アルバイト等	334	4.6日/週	5.9時間/日	0.9%
	父親	1466	5.4日/週	9.4時間/日	15.1%
小学生	母親	1439	5.0日/週	7.2時間/日	2.6%
	フルタイム	887	5.3日/週	7.9時間/日	3.5%
	パート・アルバイト等	489	4.6日/週	5.8時間/日	1.2%
	父親	1311	5.5日/週	9.1時間/日	13.0%

③今後の就労意向

- パート・アルバイト等で就労している母親の3割はフルタイムへの転換意向がある（就学前児童（R5）：33.7%、小学生（R5）：31.8%）。ただし、このうち2割程度は、希望はあるが転換できる見込みがないと回答している。また、前回調査より就学前児童・小学生ともにフルタイムへの転換希望がやや高くなっており、パート・アルバイト等の就労を続ける割合はやや低くなっている。
- 就学前児童・小学生ともに未就労の母親の6割に就労意向がある（就学前児童（R5）：60.3%、小学生（R5）：60.0%）。また、就学前児童では前回調査より、子育てや家事などに専念したい割合が1割以上、高くなっている。（今回調査：29.7%、前回調査：17.0%）

図表－30 パート・アルバイト等就労者のフルタイムへの転換希望【母親】（%）

		調査数 (n)	見り転フ 込、換ル み実希タ が現望イ あでがム るきあへ るの	見が転フ 込、換ル み実希タ は現望イ なではム いきあへ るの	望続イバ けトー る等ト この・ と就ア を労ル 希をバ	専子イバ 念育トー して等ト たやを・ い家やア 事めル にてバ	無 回 答	転 換 意 向 あ り 計
就学前児童	今回（R5）	424	10.8	22.9	52.4	5.4	8.5	33.7
	前回（H30）	762	9.6	20.9	57.1	6.2	6.3	30.5
小学生	今回（R5）	513	9.0	22.8	53.2	6.2	8.8	31.8
	前回（H30）	756	7.4	18.5	60.1	5.7	8.3	25.9

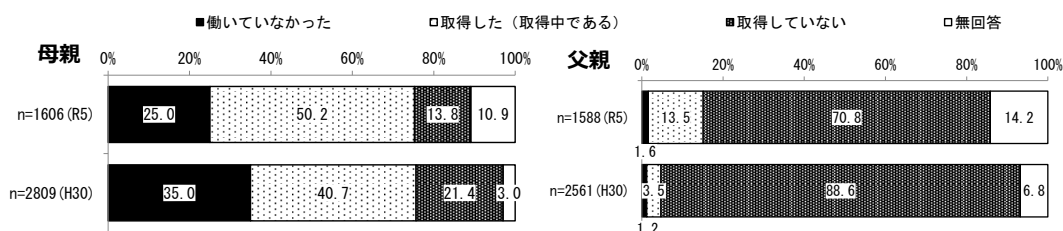
図表－31 未就労者の就労希望【母親】（％）

		調査数 (n)	なほど子 い就に育 〜就に専て 〜の念や家 予し事 定たいな	1年 した より 先に 就	にす 就くぐ はにに し1で た年も い以、 内も	無 回 答	就 労 意 向 あ り 計
就学前児童	今回 (R5)	229	29.7	26.2	34.1	10.0	60.3
	前回 (H30)	400	17.0	38.5	33.5	11.0	72.0
小学生	今回 (R5)	150	34.0	20.7	39.3	6.0	60.0
	前回 (H30)	254	33.5	24.8	34.3	7.5	59.1

(5) 育児休業について

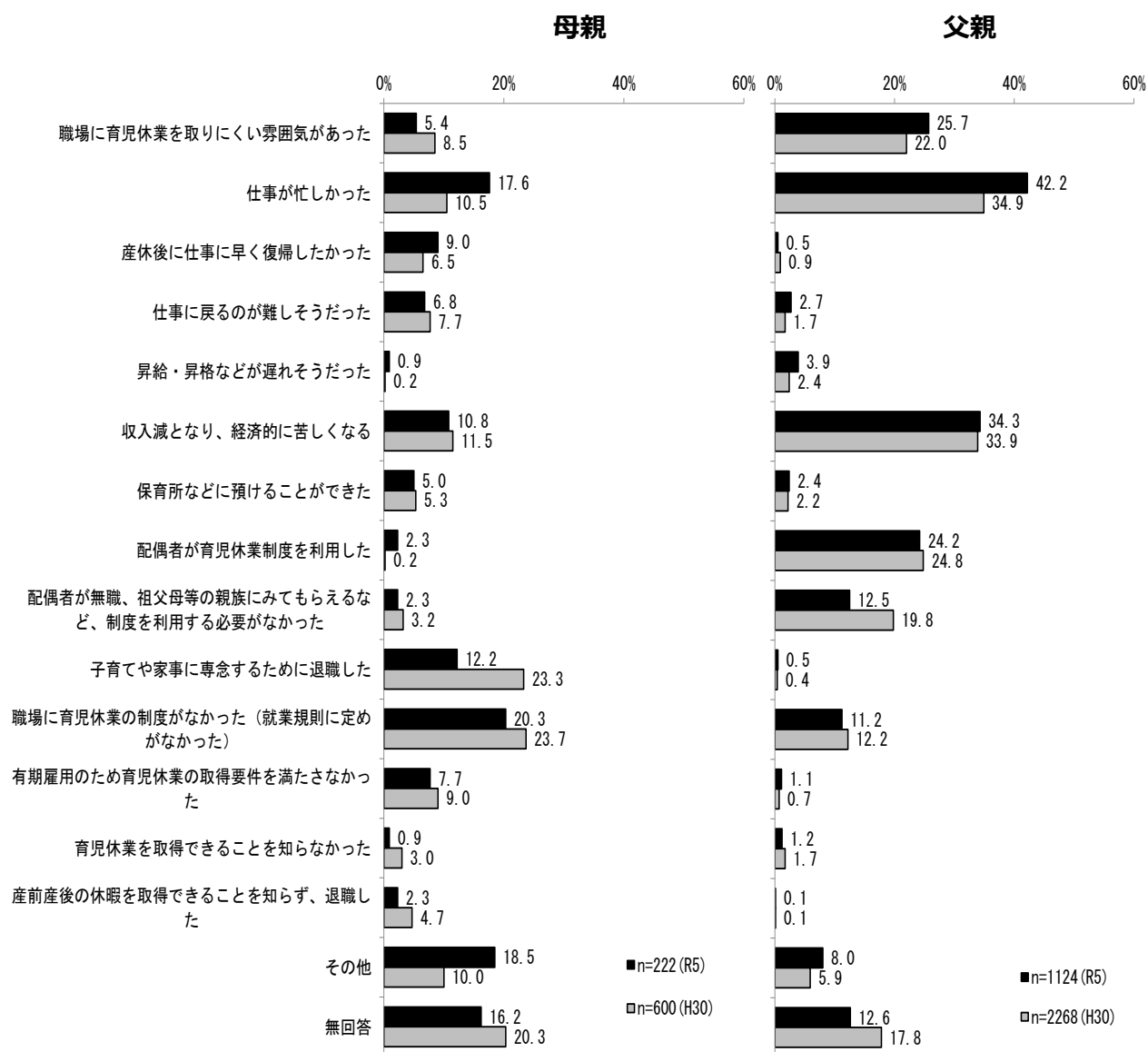
- 就学前児童の育児休業の取得率（「取得した（取得中である）」の割合）は、母親では前回調査から9.5ポイント上昇し、5割に達している（母親：前回40.7%、今回50.2%）。父親は前回調査から、10ポイント上昇し、育児休業の取得率が1割となっている（父親：前回3.5%、今回13.5%）。

図表－32 育児休業の取得状況（母親・父親）
【育児休業の取得状況】



- 育児休業を取得していない理由は、前回・今回調査ともに、母親では「職場に育児休業制度がなかった」がそれぞれ2割を超えて最も高くなっている。一方、父親では「仕事が忙しかった」と「収入減となり、経済的に苦しくなる」がそれぞれ3割を超えて高くなっている。また、母親・父親ともに前回調査に比べて「仕事が忙しかった」の割合がそれぞれ7ポイント以上高くなっている。

図表－33 育児休業を取得していない理由（母親・父親）〔複数回答〕

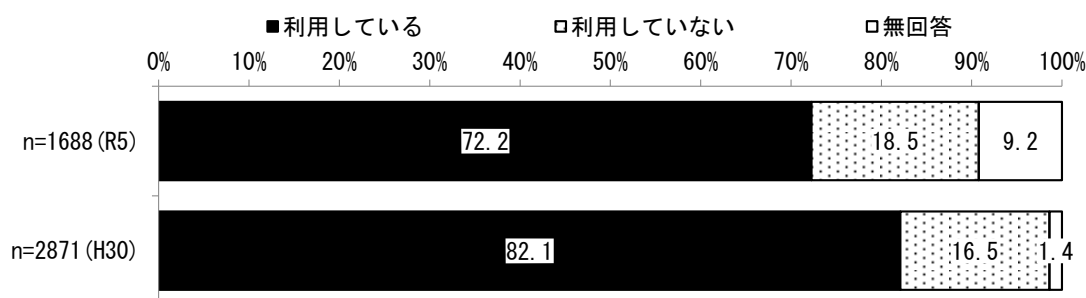


（６）就学前児童の教育・保育の利用状況・利用意向

①平日の利用状況

- 就学前児童の７割強が、現在、平日の定期的な教育・保育を利用している。一方で、前回調査と比較すると、平日の定期的な利用割合は１割程度低くなっている。（前回 82.1%、今回 72.2% [▲9.9 ポイント]）。

図表－34 平日の定期的な教育・保育の利用状況



②平日の利用日数・利用時間

- 平日、定期的な教育・保育を利用している人に、利用日数・利用時間の現状と希望をたずねたところ、１週あたり利用日数（平均）は全体で現在：5.1 日／週、希望：5.3 日／週であり、希望の伸び（希望－現在の差）は 0.2 日／週となっている。
- １日あたりの利用時間（平均）は全体で現在：8.9 時間／日、希望：9.4 時間／日となっている。希望の伸び（希望－現在の差）は全体では 0.5 時間／日となっている。なお、希望の伸びは現在の「幼稚園（預かり保育なし）」利用者で 1.4 時間／日となっており、預かり保育利用やその他のサービス利用への転換等を希望しているものと推察される。

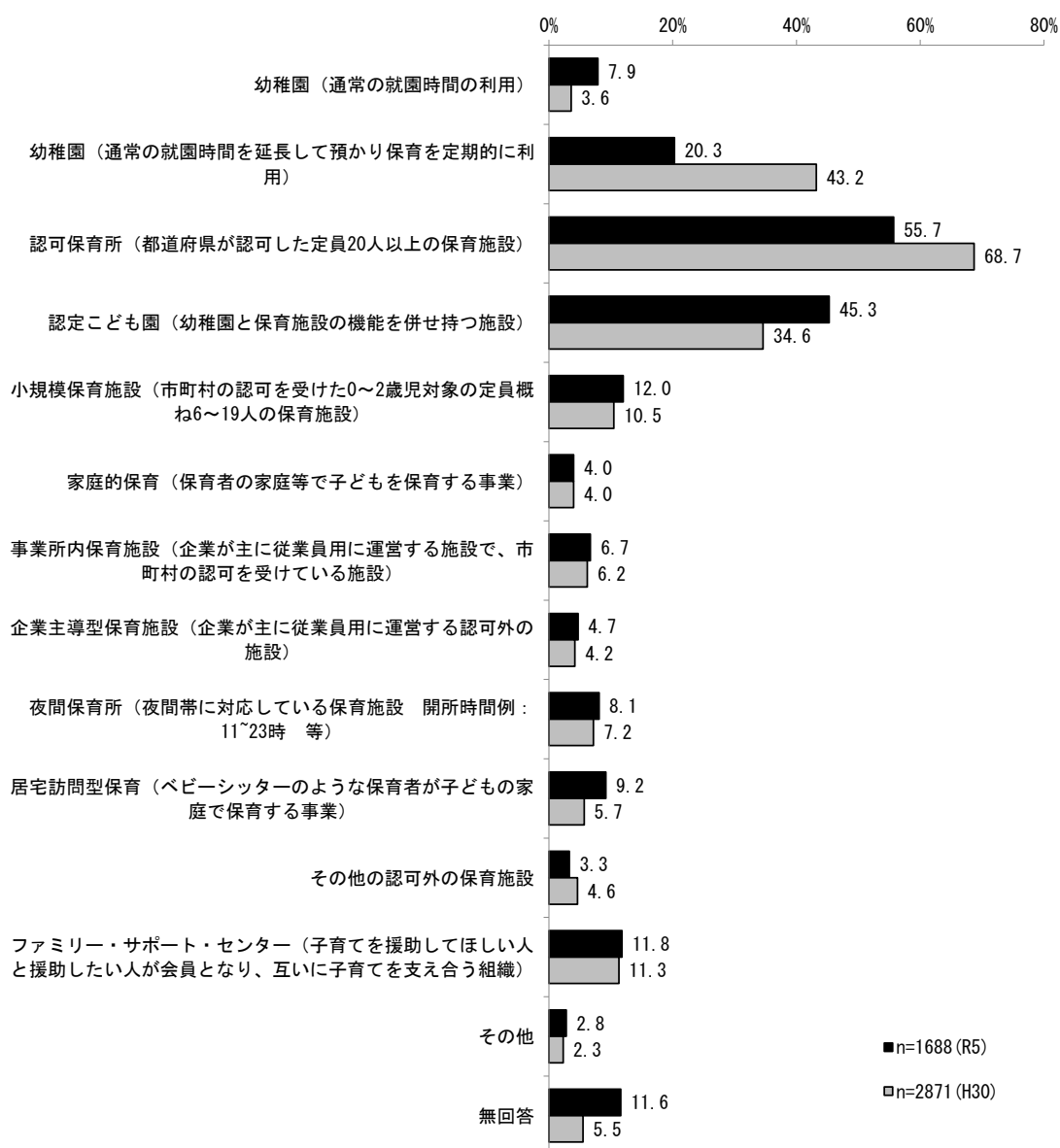
図表－35 平日の教育・保育利用者の利用日数・利用時間

		(調 査 数)	1週当たり利用日数(平均)			1日あたり利用時間(平均)		
			現在	希望	差 (希望-現在)	現在	希望	差 (希望-現在)
全 体		1219	5.1日/週	5.3日/週	0.2日/週	8.9時間/日	9.4時間/日	0.5時間/日
現在 利用 している 教育・ 保育等 の種類	幼稚園(預かり保育なし)	48	5.0日/週	5.0日/週	0.0日/週	6.2時間/日	7.6時間/日	1.4時間/日
	幼稚園(預かり保育定期利用)	34	4.9日/週	5.3日/週	0.4日/週	9.2時間/日	9.6時間/日	0.4時間/日
	認可保育所	655	5.2日/週	5.4日/週	0.2日/週	9.2時間/日	9.5時間/日	0.3時間/日
	認定こども園	312	5.1日/週	5.2日/週	0.1日/週	8.7時間/日	9.2時間/日	0.5時間/日
	小規模保育施設	87	5.2日/週	5.5日/週	0.3日/週	9.2時間/日	9.5時間/日	0.3時間/日
	事業所内保育施設	19	5.5日/週	5.6日/週	0.1日/週	9.2時間/日	9.9時間/日	0.7時間/日
	企業主導型保育施設	30	5.0日/週	5.1日/週	0.1日/週	8.7時間/日	9.1時間/日	0.4時間/日
	その他の認可外の保育施設	38	5.2日/週	5.5日/週	0.3日/週	8.7時間/日	9.4時間/日	0.7時間/日
	居宅訪問型保育	2	5.0日/週	5.5日/週	0.5日/週	9.0時間/日	9.0時間/日	0.0時間/日
	ファミリー・サポート・センター	7	4.3日/週	4.8日/週	0.5日/週	6.8時間/日	7.8時間/日	1.0時間/日
	その他	9	5.0日/週	5.1日/週	0.1日/週	8.0時間/日	8.1時間/日	0.1時間/日

③平日の利用意向

- 平日の定期的な教育・保育の今後の利用意向について、現在、サービスを利用していない人も含めた就学前児童全体にたずねたところ、今回・前回調査ともに「認可保育所」（今回：55.7%、前回：68.7%）の割合が最も高くなっているが、前回調査より13ポイント利用意向が低くなっている。次いで「認定こども園」（今回：45.3%）、「幼稚園」（今回：20.3%）となっている。前回調査より「認定こども園」では、10.7ポイント高くなっており、「幼稚園」では22.9ポイント利用意向が低くなっている。
- 利用希望者の利用希望エリア（どの地域にある施設を利用したいか）では、全地区において、居住地区内での利用希望の割合が最も高く、西部では9割、北部、登野城、新川では8割を超えている。一方、中部や八島では他地区に比べて居住地区内での利用希望の割合が低く、2～4割程度に留まっている。

図表－36 平日の定期的な教育・保育の利用意向〔複数回答〕



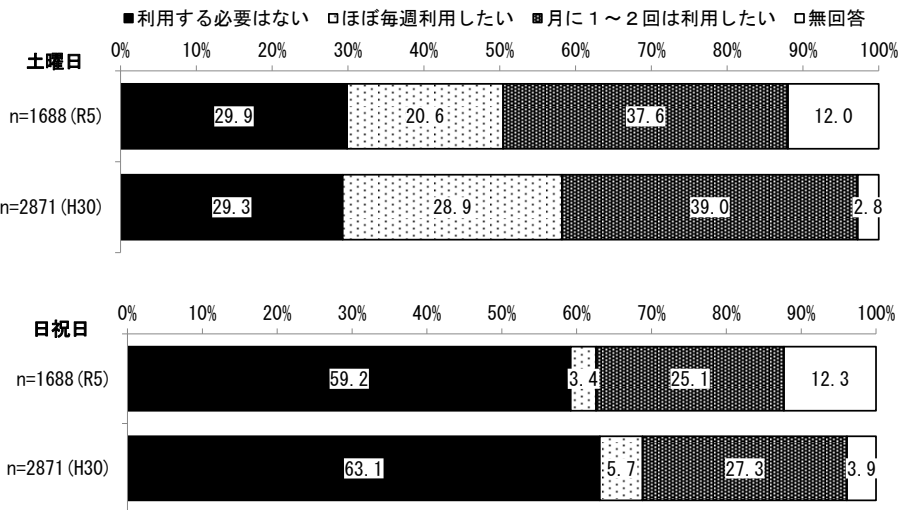
図表－37 平日の定期的な教育・保育の利用希望エリア（％）

		調査数 (n)	居住地区内 を希望	その他の地区を希望 (居住他外 上位3地区)		
居住地区	北部	16	81.3	白保 12.5	大浜 6.3	
	西部	28	92.9	登野城 7.1		
	中部	26	26.9	登野城 26.9	大浜 19.2	新川 11.5
	白保	45	62.2	宮良 24.4	平真 4.4	登野城 4.4
	宮良	36	66.7	白保 13.9	平真 11.1	大浜 5.6
	大浜	158	77.2	登野城 10.1	新川 3.2	宮良/平真/石垣 2.5
	平真	298	73.8	登野城 11.1	大浜 4.0	石垣 3.0
	八島	102	40.2	登野城 29.4	平真 12.7	石垣 4.9
	登野城	323	81.7	平真 7.7	新川 4.0	石垣 3.7
	石垣	176	77.8	新川 9.1	登野城 8.5	大浜 1.7
	新川	187	80.2	石垣 8.0	登野城 4.3	真喜良 3.2
	真喜良	66	68.2	新川 15.2	登野城 9.1	石垣 6.1

④土曜日・日祝日の利用意向

- 土曜・日祝日の教育・保育の利用について、現在、サービスを利用していない人も含めた就学前児童全体にたずねたところ、土曜日の利用については「ほぼ毎週利用したい」が前回調査から 8.3 ポイント低くなっているものの、全体の傾向としては大きな変化は見られない。
- 土曜日の利用希望者（「ほぼ毎週利用したい」と「月に 1 ～ 2 回は利用したい」の合計）は、今回調査では 6 割弱（58.2％）となっている。一方、日曜・祝日の利用希望者は前回・今回調査ともに 3 割程度に留まっている。

図表－38 土曜日・日祝日の定期的な教育・保育の利用意向

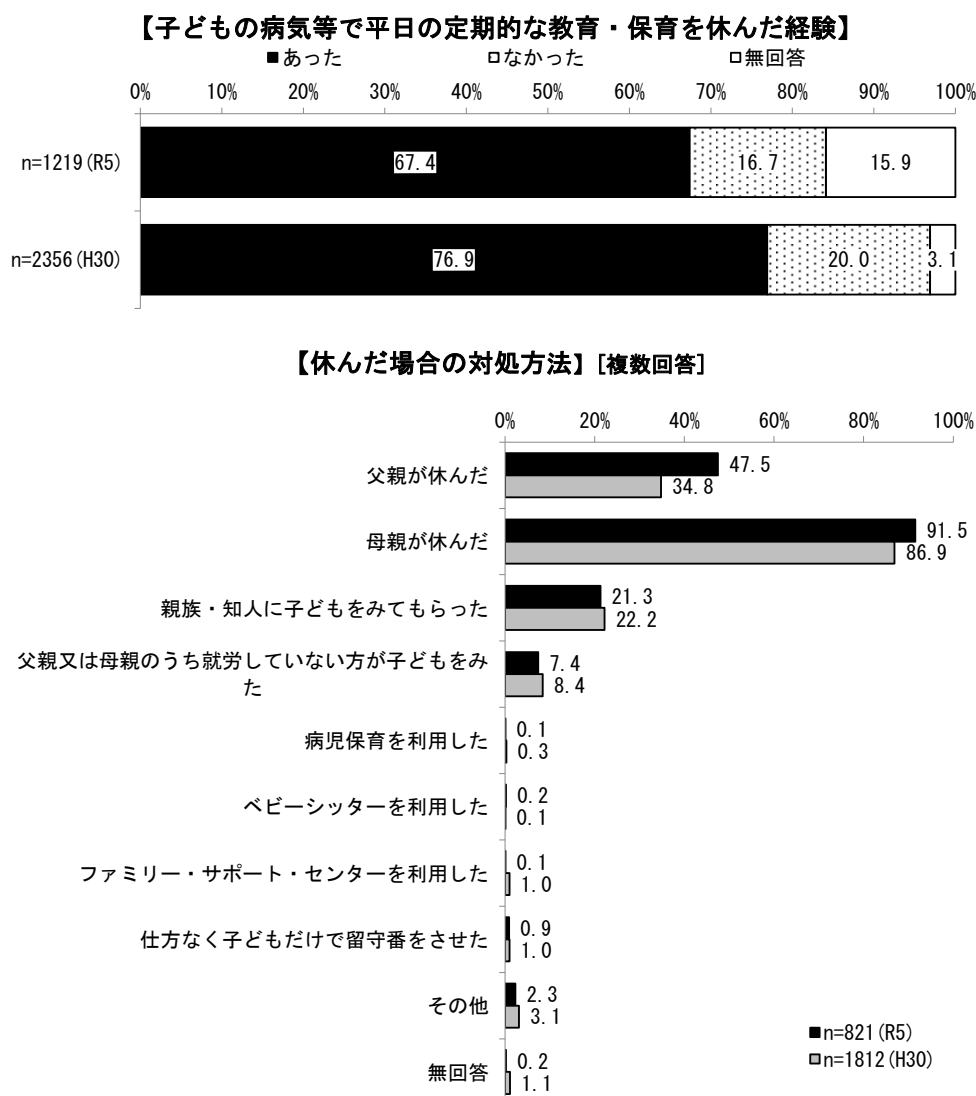


（７）就学前児童の地域子育て支援事業等の利用状況・利用意向

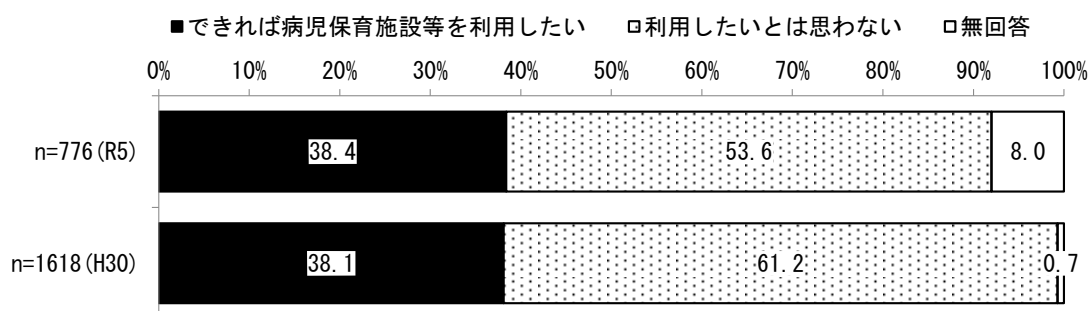
①病児・病後児保育

- 平日、定期的に教育・保育を利用している就学前児童の 7 割弱（67.4%）は、この 1 年間に子どもの病気等のために利用している教育・保育を休んだ経験があると回答しているが、この割合は前回調査より 1 割程度低くなっている（今回：67.4%、前回：76.9%）。休んだ場合の対処方法では、前回調査に比べて父母が休んで対処した割合が高まっており、特に「父親が休んだ」の割合は、前回調査から 12.7 ポイント増加し 5 割弱となっている。
- この 1 年間に子どもの病気等のために教育・保育事業を休んだ経験がある人に、病児保育の利用意向をたずねたところ、利用希望者（「できれば病児保育施設等を利用したい」と回答した人）は 4 割弱であり、前回調査と同程度であった。

図表－39 病気等で平日の定期的な教育・保育を休んだ経験、対処方法



図表－40 病児保育の利用意向

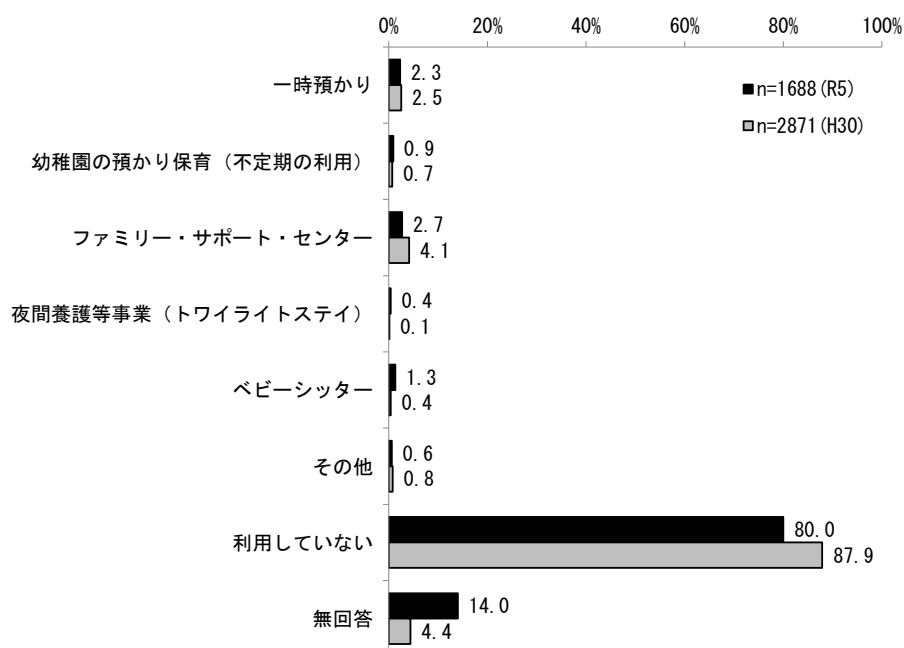


②不定期の保育サービス（一時預かり等）

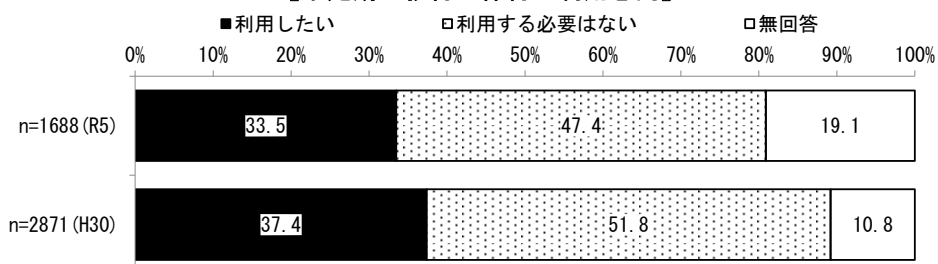
- この1年間の不定期の保育サービスの利用状況については、前回・今回調査ともに「利用していない」が8割を超えており、利用者はいずれも1割未満となっている。
- 今後の利用意向においても「利用したい」（33.5%）が3割程度となっており、前回調査から大きな変化は見られない。

図表－41 不定期の保育サービスの利用状況・利用意向

【不定期の教育・保育の利用状況】【複数回答】



【不定期の教育・保育の利用意向】

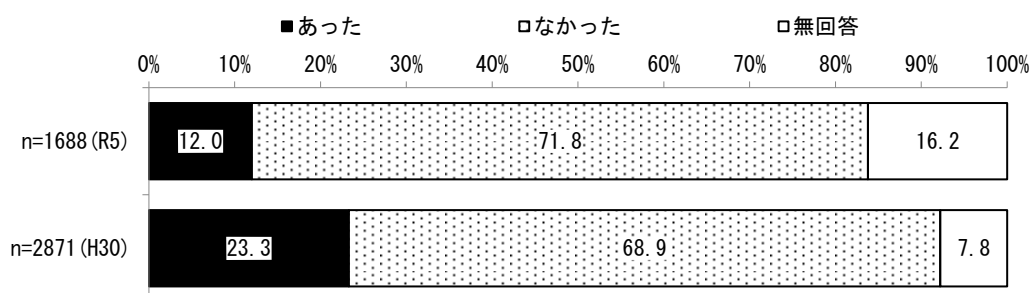


③ 宿泊を伴う一時預かり

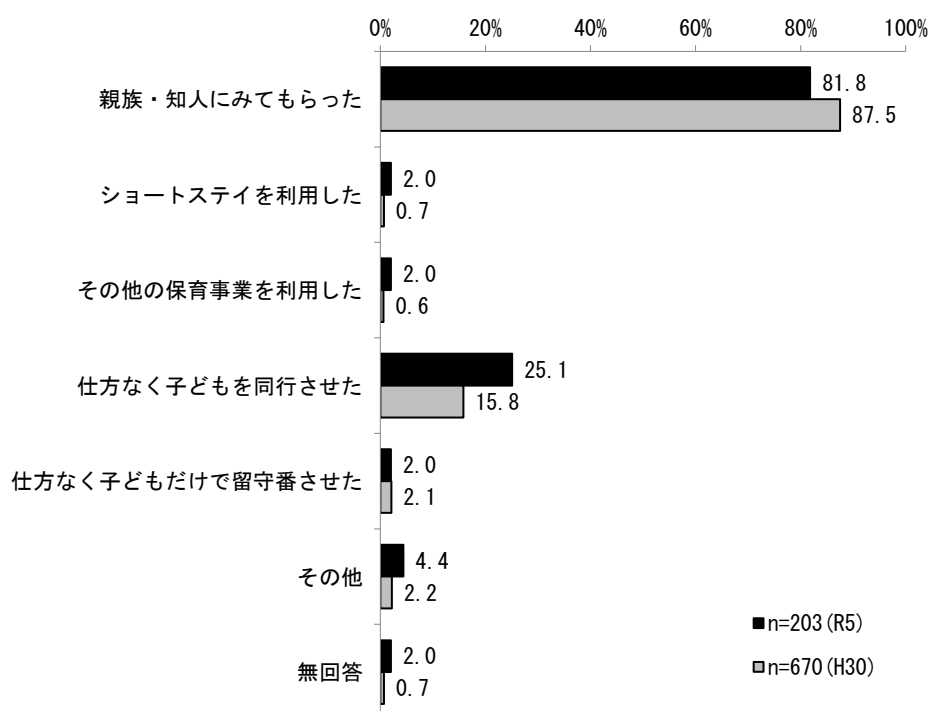
- 就学前児童保護者の1割強は、この1年間に泊りがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験があると回答している。一方で前回調査と比較すると、その割合は1割程度（11.3ポイント）低くなっている。
- 預けなければならなかった場合の対処方法は、前回・今回調査ともに「親族・知人にみてもらった」の割合が8割を超えて高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」となっている。

図表－42 泊りがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験、対処方法

【泊りがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験】



【その場合の対処方法】【複数回答】

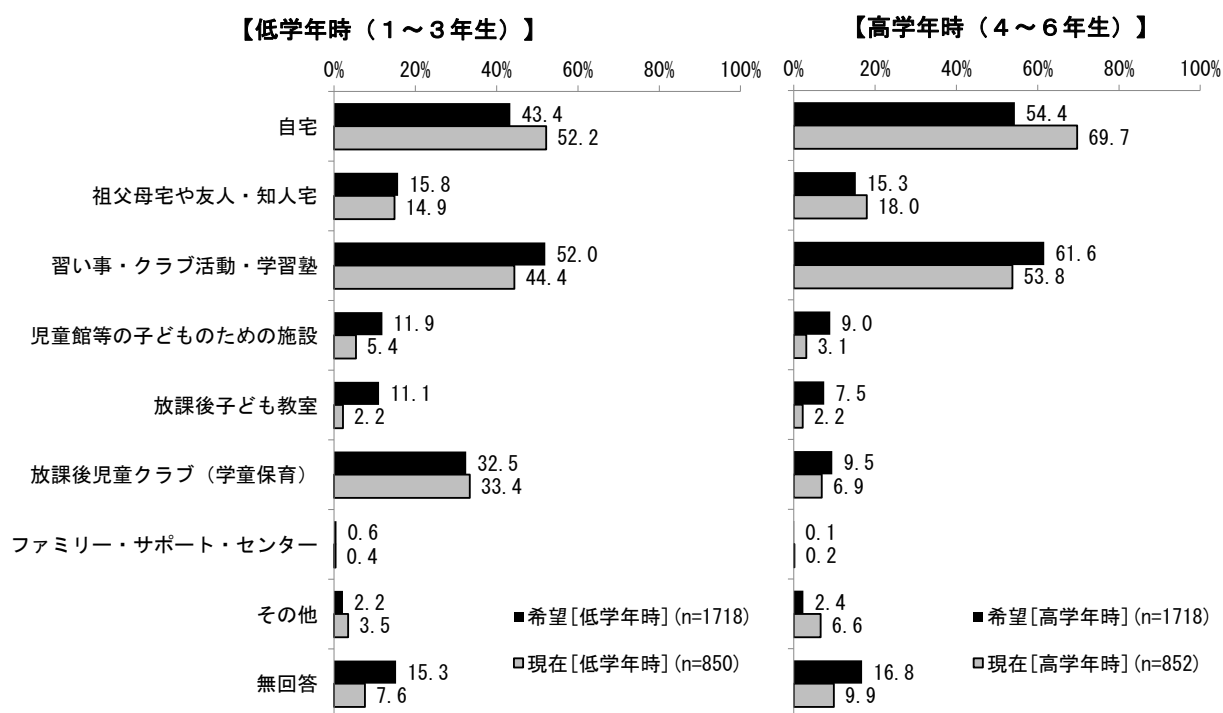


（８）就学後の放課後の過ごし方や居場所について

①放課後の過ごし方

- 小学生の放課後の過ごし方については、低学年時（１～３年生）・高学年時（４～６年生）の現状・希望ともに、「自宅」や「習い事・クラブ活動・学習塾」が上位を占めており、現状と希望を比較すると、「自宅」の希望割合が下がり、代わって「習い事・クラブ活動・学習塾」や「児童館等の子どものための施設」、「放課後子ども教室」等の希望割合が高まっている。「放課後児童クラブ（学童保育）」に着目すると、低学年時（１～３年生）：32.5%、高学年時（４～６年生）：9.5%の利用希望がある。
- 放課後児童クラブ利用希望者に対して、土曜・日祝日の利用意向もたずねたところ、利用希望者の約半数が土曜日の利用も希望している。また、長期休暇中の利用意向について小学生全員にたずねたところ、利用希望は５割となっている。
- 前回調査と比較すると、土曜・日祝日の利用意向の傾向に大きな変化は見られないが、長期休暇中の利用意向は４.６ポイント高くなっている。

図表－４３ 小学生の放課後の過ごし方〔複数回答〕



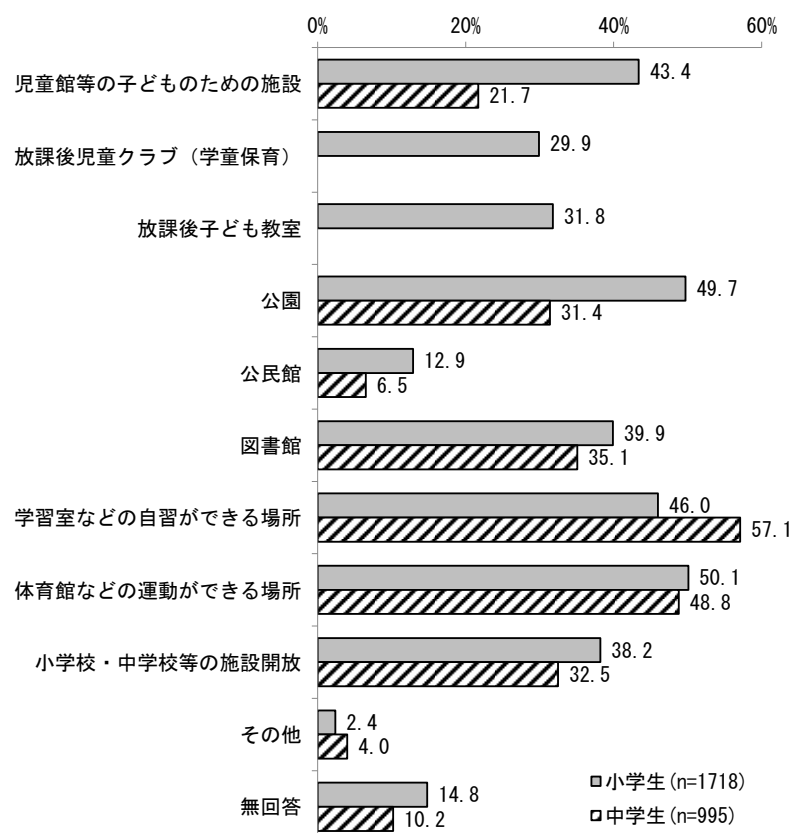
図表－44 放課後児童クラブの土曜日・日祝日・長期休暇中の利用意向（％）

		(n 調査数)	低学年の間は 利用したい	高学年になった ても利用した	利用する必要 はない	無回答	計 利用意向あり
土曜日	今回 (R5)	573	31.9	16.9	28.3	22.9	48.8
	前回 (H30)	530	31.5	19.2	31.5	17.7	50.7
日曜・祝日	今回 (R5)	573	11.3	8.4	58.6	21.6	19.7
	前回 (H30)	530	11.5	10.6	58.5	19.4	22.1
長期休暇中	今回 (R5)	1718	28.2	21.4	34.3	16.1	49.6
	前回 (H30)	2570	23.5	21.5	28.5	26.5	45.0

②小・中学生の遊び場・居場所

- 遊び場・居場所として身近にあってほしいものは、小学生では「体育館などの運動ができる場所」の割合が5割と最も高く、「公園」「学習室など自習ができる場所」で5割弱、「児童館等の子どものための施設」で4割強と続いている。中学生では「学習室などの自習ができる場所」の割合が6割弱と最も高く、「体育館などの運動ができる場所」で5割弱、「図書館」で4割弱と続いている。

図表－45 遊び場・居場所として身近にあってほしいもの〔複数回答〕



（９）児童館について

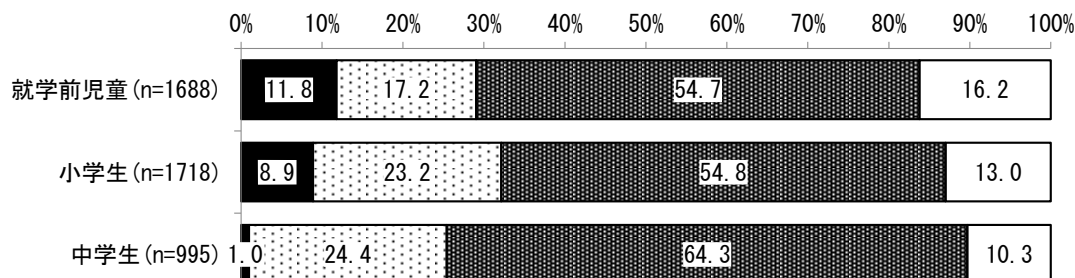
①児童館の利用状況

- 児童館については、就学前～中学生の２～３割前後が利用した経験がある。現在の利用率は 就学前：11.8%、小学生：8.9%、中学生：1.0%である。
- 児童館を現在利用していない理由は、就学前児童では「仕事や家事・育児等で忙しく時間に余裕がないから」の割合が３割強と最も高く、次いで「プログラムや活動内容がよくわからないから」「一緒に行く人がいないなど、きっかけがつかめないから」が２割台で続いている。小学生では「遠いから」の割合が３割強と高く、次いで「別の居場所・活動があるから」が２割台で続いている。中学生では「別の居場所・活動があるから」の割合が３割強と最も高く、次いで「プログラムや活動内容がよくわからないから」「遠いから」「子どもが小さいうちは利用していたが今は必要ないため」が２割台で続いている。

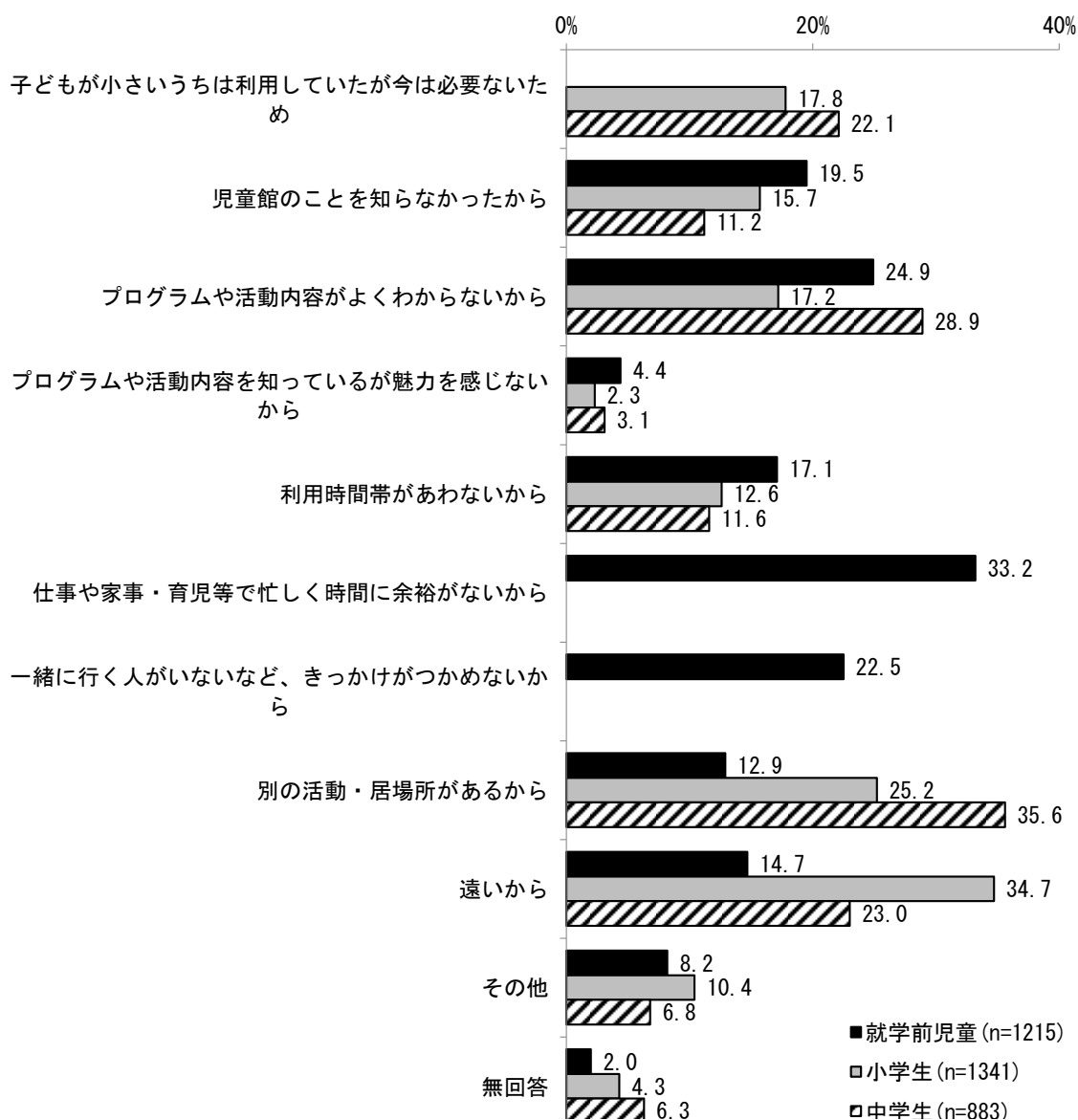
図表－46 児童館の利用状況、未利用理由

【児童館の利用状況】

- 現在、利用している
- 以前は利用していたが現在は利用していない
- ▨ 利用したことはない
- 無回答



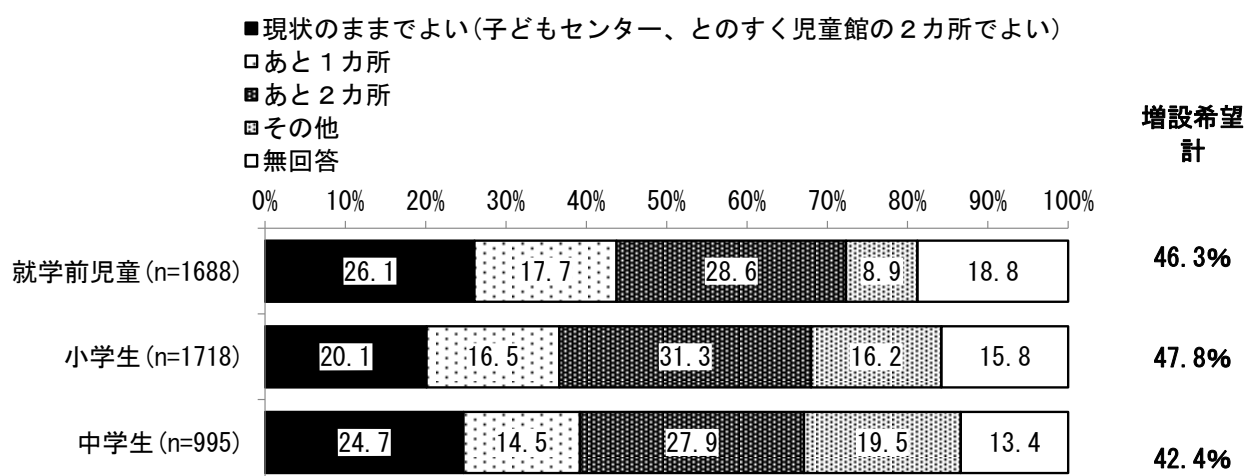
【児童館を現在利用していない理由】【複数回答】



②児童館の施設数と求める機能

- 児童館の施設数について、現状の 2 か所（子どもセンター・とのすく児童館）からあとどのくらいあるとよいかわねたところ、就学前児童・小学生・中学生に共通して「あと 2 か所」の割合が 3 割前後と最も高く、これに「あと 1 か所」を合わせると、保護者の 4 割～5 割弱が児童館の増設を希望している（あと 1～2 か所の増設希望）。
- 児童館に求める機能は、就学前児童では「子どもの遊びや体験の場」の割合が 7 割弱で最も高い。小学生では「子どもの遊びや体験の場」「小学生の放課後等の居場所」の割合がそれぞれ 6 割で上位を占めている。中学生では「子どもの学習支援」「子どもの遊びや体験の場」「中高生の放課後等の居場所」がそれぞれ 4 割を超えて高くなっている。

図表－47 児童館の施設数（あと何カ所くらいあるとよいか）



図表－48 児童館に求める機能〔複数回答〕（％）

	就学前児童 (n=1688)	小学生 (n=1718)	中学生 (n=995)
乳幼児・保護者同士が交流できる場	39.3	22.4	22.4
子どもの遊びや体験の場	67.5	60.2	43.4
放課後児童クラブの実施	35.7	32.7	26.4
小学生の放課後等の居場所	41.7	60.0	37.3
中高生の放課後等の居場所	14.3	23.3	44.0
子どもの学習支援(宿題サポート等)	33.5	49.7	49.6
子ども同士の交流の場(中高生と乳幼児等)	19.5	22.8	25.7
地域の人との交流の場(高齢者等)	15.1	21.2	24.0
障がい児や不登校児等への支援	17.6	24.0	28.8
子育て相談	25.9	17.9	16.9
子どもの悩み等の相談	22.6	20.8	21.9
子どものサークル活動や地域活動の支援	21.1	24.6	23.5
子どもへの食事提供(子ども食堂等)	29.1	33.8	33.8
保護者のサークル活動等への支援(母親クラブ等)	9.1	8.4	9.3
その他	2.0	2.1	2.9
無回答	17.9	14.4	12.6

(10) 石垣市の子ども・子育て支援について

①石垣市は子育てしやすいまちだと思うか

- 石垣市は子育てしやすいまちだと思うかとたずねたところ、就学前児童・小学生・中学生ともに「どちらかといえば思う」の割合が3割強と最も高く、これに「思う」を合わせると、保護者の過半数が子育てしやすいまちだと評価している。前回調査と比較すると、「思う」の割合は、就学前児童・小学生・中学生それぞれで低くなっているが、全体の傾向としては大きな変化は見られない。

図表－49 石垣市は子育てしやすいまちだと思うか（％）

		(n 調査数)	思う	えど ち ら か と い	えど ち ら と い	えど ち ら わ か と い	思 わ な い	無 回 答	思 う 計	思 わ な い 計
就学前児童	今回 (R5)	1688	18.4	34.4	18.4	7.8	4.6	16.4	52.8	12.4
	前回 (H30)	2871	20.6	34.2	21.7	9.9	7.3	6.3	54.8	17.2
小学生	今回 (R5)	1718	15.7	35.9	20.7	9.6	4.1	14.1	51.6	13.7
	前回 (H30)	2570	22.7	32.9	24.6	9.3	4.9	5.6	55.6	14.2
中学生	今回 (R5)	995	17.0	37.7	24.1	7.1	3.8	10.3	54.7	10.9
	前回 (H30)	1037	26.2	33.6	22.6	6.6	5.1	6.0	59.8	11.7

②石垣市の子育て支援の取組に対する満足度

- 石垣市の子育て支援の取組（18 項目）についての満足度をたずねたところ、就学前児童・小学生・中学生とも満足度・不満足の上位項目は概ね共通しており、満足度では「就学前の教育・保育サービスや子育て支援サービス」「子どもの健康づくり支援や医療体制」が共通して上位にあがっており、就学前では「子育てに関する相談体制や情報提供（乳幼児期～中高生まで）」が3位となり、小学生・中学生では「子どもの文化・スポーツ・体験活動等の推進」がそれぞれ3位にあがっている。
- 一方、不満足はいずれも第1位に「子育てのための経済的支援」が4割弱であがっており、このほか就学前児童・小学生では「仕事と子育ての両立等に関する意識啓発」、「子育てにやさしい住環境整備」がそれぞれ上位にあがっている。中学生では「子どもの貧困対策」、「中高生等の居場所づくり」が上位にあがっている。

図表－50 石垣市の子育て支援の取組に対する満足度・不満度【上位3位】

	調査数	満足	不満
就学前児童	1位 n=1688	就学前の教育・保育サービスや子育て支援サービス 40.5%	子育てのための経済的支援 34.6%
	2位 n=1688	子どもの健康づくり支援や医療体制 35.7%	仕事と子育ての両立等に関する意識啓発 28.3%
	3位 n=1688	子育てに関する相談体制や情報提供(乳幼児期～中高生まで) 28.1%	子育てにやさしい住環境整備 24.7%
小学生	1位 n=1718	子どもの健康づくり支援や医療体制 37.8%	子育てのための経済的支援 38.8%
	2位 n=1718	就学前の教育・保育サービスや子育て支援サービス 36.2%	子育てにやさしい住環境整備 27.2%
	3位 n=1718	子どもの文化・スポーツ・体験活動等の推進 26.2%	仕事と子育ての両立等に関する意識啓発 26.9%
中学生	1位 n=995	子どもの健康づくり支援や医療体制 42.0%	子育てのための経済的支援 38.1%
	2位 n=995	就学前の教育・保育サービスや子育て支援サービス 36.3%	子どもの貧困対策 27.0%
	3位 n=995	子どもの文化・スポーツ・体験活動等の推進 27.1%	中高生等の居場所づくり 26.3%

③石垣市に特に力を入れて取り組んでほしい施策

- 今後、石垣市に特に力を入れて取り組んでほしい施策では、就学前児童・小学生・中学生に共通して「子育てのための経済的支援」の割合が5割を超えて最も高くなっている。
- 「経済的支援」に続く第2位以下は、就学前児童では「就学前の教育・保育サービスや子育て支援サービス」や「子育てにやさしい住環境整備」が3割～4割弱となっており、小学生では「小学生の放課後児童対策」が3割台で続いている。中学生では「いじめや不登校等への対応」、「中高生等の居場所づくり」、「子どもの貧困対策」等が2割～3割前後で続いている。

図表－51 石垣市に特に力を入れて取り組んでほしい施策〔複数回答5つまで〕(%)

	就学前児童 (n=1688)	小学生 (n=1718)	中学生 (n=995)
就学前の教育・保育サービスや子育て支援サービス	39.3	25.6	17.7
小学生の放課後児童対策	28.6	36.8	19.0
中高生等の居場所づくり	10.7	18.9	28.7
子育てに関する相談体制や情報提供(乳幼児期～中高生まで)	12.8	10.7	11.4
子育てのための経済的支援	53.1	52.4	53.4
子どもの健康づくり支援や医療体制	25.0	21.5	22.2
ひとり親家庭など多様な家庭の状況に応じた子育て支援	11.8	19.0	23.1
子育てボランティア等の地域で子育てを支える活動の推進	5.9	5.8	6.2
障がい児や保護者に対する支援	7.0	10.4	12.6
いじめや不登校等への対応	15.2	14.3	32.8
児童虐待防止対策	7.2	6.2	8.8
子どもの貧困対策	16.4	26.0	26.3
「生きる力」を育む学校教育	12.7	19.8	21.8
子どもの文化・スポーツ・体験活動等の推進	17.2	23.8	24.4
非行防止等の青少年健全育成対策	2.3	6.2	6.5
子育てにやさしい住環境整備	34.1	25.1	19.4
子どもを犯罪・事故から守る対策	21.0	23.7	21.9
仕事と子育ての両立等に関する意識啓発	27.1	22.3	22.8
無回答	20.4	15.3	13.8

（１１）関係団体等ヒアリング調査における意見等

- 教育・保育施設等のサービス提供事業者共通の課題として、保育士の慢性的な不足、職員の高齢化など人材確保が喫緊の課題として挙げられた。小学生の放課後対策に関しては、児童館の新設が受け皿として待機児童の減少につながるなどの意見、学童保育では学校施設の柔軟な利用や校区割りに伴う送迎等の問題などの対応が望まれている。
- 行政との連携や望む支援については、教育・保育施設間での情報交換・連携の機会づくりや、行政と各団体との定期的な情報交換等による連携強化を望む意見が複数の関係団体からあげられた。また、人材確保・育成に対する支援として、広報・周知の支援、保育士等のマッチングやオンラインを活用した説明会・研修会が望まれている。
- その他、子ども・子育て支援全般について、サービス事業者等の視点からの意見についてたずねたところ、児童館等の子どもの居場所づくりに関することや、発達障害に関すること等の意見があげられた。

3) 児童人口推計

第3期事業計画期間（令和7年～令和11年度）の児童人口について、過去5か年（令和2～6年度）の人口実績をもとに、コーホート変化率法（※）により推計を行った。

母親世代にあたる15～49歳女性人口の減少等により、就学前児童（0～5歳）は令和6年度の2,890人から令和11年度の2,624人へと266人減少する見込みである。

小学生（6～11歳）も、令和6年度の3,292人から、令和11年度の2,917人へと375人減少する見込みである。

中高生（12～17歳）についても、令和6年度の3,269人から、令和11年度の3,083人へと186人減少する見込みである。

図表－52 児童人口推計（0～17歳）

	実績					推計					増減 R11-R6
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
0歳	523	448	488	472	410	445	439	435	433	433	23
1歳	530	518	449	504	477	416	451	445	441	439	▲ 38
2歳	576	524	524	457	498	480	418	453	447	443	▲ 55
3歳	565	565	525	533	454	501	483	420	455	449	▲ 5
4歳	610	545	556	539	514	450	497	479	416	451	▲ 63
5歳	568	592	529	551	537	506	443	489	471	409	▲ 128
6歳	594	558	591	540	541	538	507	444	490	472	▲ 69
7歳	552	600	555	587	542	540	537	506	443	489	▲ 53
8歳	575	538	592	540	583	533	532	529	498	436	▲ 147
9歳	570	568	525	582	528	571	521	521	518	487	▲ 41
10歳	560	578	567	525	579	526	570	521	521	518	▲ 61
11歳	624	559	574	558	519	572	520	563	514	515	▲ 4
12歳	561	615	545	564	541	507	559	508	550	502	▲ 39
13歳	525	566	617	541	565	541	507	559	508	550	▲ 15
14歳	518	528	557	612	540	560	536	502	553	502	▲ 38
15歳	533	504	511	542	581	520	540	517	485	534	▲ 47
16歳	479	533	506	511	541	581	520	540	517	485	▲ 56
17歳	471	474	528	500	501	533	573	513	533	510	9
0-5歳 計	3,372	3,192	3,071	3,056	2,890	2,798	2,731	2,721	2,663	2,624	▲ 266
6-11歳 計	3,475	3,401	3,404	3,332	3,292	3,280	3,187	3,084	2,984	2,917	▲ 375
12-17歳 計	3,087	3,220	3,264	3,270	3,269	3,242	3,235	3,139	3,146	3,083	▲ 186
合計 (0-17歳)	9,934	9,813	9,739	9,658	9,451	9,320	9,153	8,944	8,793	8,624	▲ 827

（4月1日現在）

（※）コーホート変化率法

「コーホート」とは同じ年（または同じ期間）に生まれた集団のことを指し、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

4) 石垣市子ども・子育て会議条例

石垣市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 18 日

条例第 34 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、石垣市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

2 この条例は、石垣市自治基本条例(平成 21 年石垣市条例第 23 号)第 26 条の規定に基づき、定めるものとする。

(平 27 条例 4・平 28 条例 4・令 5 条例 5・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(令 5 条例 5・一部改正)

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議の委員は、17 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に関係する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱された日から翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平 31 条例 7・一部改正)

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 47 年石垣市条例第 70 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 27 年条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年条例第 7 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年条例第 5 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

5) 石垣市子ども・子育て会議委員名簿

No	条例項目	所属		氏名	任期
1	(1) 子どもの保護者	公募委員（就学前）	保護者	野底 真実	令和6年7月31日から 令和8年3月31日
2		公募委員（就学前）	保護者	喜舎場 操	
3		公募委員（小学生）	保護者	玉代勢 恵子	
4		石垣市 PTA 連合会	会長	金城 啓介	
5	(2) 子ども・子育て 支援に関する事業に関 係するもの	石垣市民生・児童委員協議会	会長	崎原 喬	
6		八重山私立保育園連盟	代表者	山盛 元	
7		小規模保育事業所協議会	会長	杉山 大二	
8		新栄町こども園 (認定こども園)	園長	大島 京子	
9	(3) 子ども・子育て 支援に関して知識経験 を有するもの	みらいの宝学童クラブ (放課後児童クラブ)	代表	山里 世紀子	
10		石垣市立小・中学校校長会	会長	當銘 武志	
11	(4) その他市長が必 要と認めるもの	八重山公共職業安定所	所長	外輪 修三	
12		石垣市教育部	部長	翁長 致純	
13		石垣市福祉部子ども未来局	局長	伊盛 加寿美	

6) 計画策定の経緯

年度	日付	事項	内容
令和5年度	令和5年11月7日（火）	令和5年度 第1回子ども・子育て会議	・ニーズ調査の実施内容について
	令和5年10月16日（水）～ 令和5年10月17日（木）	「第3期石垣市子ども・子育て支援事業計画策定に係る関係団体等ヒアリング」の実施	
	令和5年11月27日（月）～ 令和6年2月5日（月）	「第3期石垣市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の実施	
	令和6年3月27日（水）	令和5年度 第2回子ども・子育て会議	・ニーズ調査の集計結果（速報版）の報告
令和6年度	令和6年7月31日（水）	令和6年度 第1回子ども・子育て会議	・ニーズ調査等調査結果報告 ・第2期事業計画の進捗評価報告
	令和6年9月27日（金）	令和6年度 第2回子ども・子育て会議	・第3期事業計画骨子案について ・量の見込み（暫定値）について
	令和6年11月25日（月）	令和6年度 第3回子ども・子育て会議	・第3期事業計画（案）について ・パブリックコメントの実施について
	令和6年12月9日（月）～ 令和7年1月8日（水）	パブリックコメントの実施	
	令和7年2月5日（水）	令和6年度 第4回子ども・子育て会議	・第3期事業計画最終案について ・パブリックコメントの実施結果について

第3期石垣市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）

発 行：令和7年3月

発行者：石垣市 福祉部 こども未来局 子育て支援課

〒907-8501 石垣市真栄里672番地 【電話】 0980-82-1704